

中津川市
幼児教育・保育施設適正配置計画

令和3年度～令和12年度

よりよい幼児教育・保育環境を提供するために



令和3年5月

中津川市教育委員会

目 次

■ はじめに

1	はじめに	
①	はじめに	4
②	計画期間	5

■ 幼児教育の現状、課題及び今後について <現状>

2	中津川市の幼稚園、保育園、認定こども園、小規模保育事業所の状況について	
①	幼稚園とは	6
②	保育園とは	6
③	認定こども園とは	7
④	小規模保育事業所とは	7
⑤	類型による特徴	8
⑥	市内の幼稚園、保育園、認定こども園、小規模保育事業所の設置状況	9

3	中津川市の未就学児人口及び幼稚園・保育園等への就園人数の推移について	
①	中津川市の未就学児人口及び幼稚園・保育園等への就園人数の推移表	11

4	令和2年4月1日現在の幼稚園・保育園等の園児数について	
①	令和2年4月1日現在の幼稚園・保育園等の園児数一覧	12

5	令和2年4月1日現在の公立幼稚園・保育園の職員数について	
①	令和2年4月1日現在の公立幼稚園・保育園の職員数一覧	13

■ 幼児教育の現状、課題及び今後について <課題及び今後>

6	待機児童について	
①	待機児童とは	15
②	待機児童の現状	15
③	待機児童に対する取り組み	16

7	保育士不足について	
①	全国的な保育士不足の現状と国の取り組み	17
②	公立保育園の保育士不足の状況	18

③ 保育士不足に対する取り組み	19
-----------------	----

8 地区別の将来人口推計 ～中津川市人口ビジョン～

① 将来総人口推計	20
② 旧中津川市	20
③ 坂下地区	21
④ 川上地区	21
⑤ 加子母地区	22
⑥ 付知地区	22
⑦ 福岡地区	23
⑧ 蛭川地区	23
⑨ 山口地区	24
⑩ 0～14歳の将来推計	24
⑪ 0～5歳の推移と推計	25

9 少子化を見据えた集団規模の確保について

① 中津川市学校規模等適正化基本計画「幼稚園・保育園のあり方」基本方針	26
② 「幼稚園・保育園のあり方に関する事項」〈幼保部会〉答申内容（抜粋）	27
③ 望ましい集団規模基準の適合状況（3歳以上児）	29
④ 公立園ごとの園児数の推移	30

10 施設の老朽化について

① 公立幼稚園、保育園施設の状況について	31
----------------------	----

11 今後について

① 今後について	33
----------	----

12 適正配置計画に向けた基本方針と公立の役割・民間の役割

① 子育てに関する保護者の意見やニーズ ～子ども・子育て支援事業計画～	34
② 教育・保育に関する基本的な考え方 ～子ども・子育て支援事業計画～	35
③ 子どもたちの発達によりよい保育環境を提供する～中津川市の保育を守る～	36
④ 適正配置に向けた基本方針	37

13 具体的な適正配置計画

① 中津地区（東、南、西）	38
② 苗木地区	39

③	坂本地区	40
④	落合・神坂地区	41
⑤	阿木地区	42
⑥	山口・坂下・川上地区	43
⑦	加子母地区	44
⑧	付知地区	45
⑨	福岡地区	46
⑩	蛭川地区	47
⑪	適正配置後	48

14	計画策定までの動き
----	-----------

①	計画策定までの動き	51
---	-----------	----

① はじめに

- ◆ 乳幼児期の教育及び保育（以下、「幼児教育・保育」という。）は、子どもの健全な心身の発達を図りつつ、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な時期です。
- ◆ 中津川市では、家庭や地域と一体になって子どもたちの健全育成に努めていますが、幼稚園しかない地域、保育園しかない地域など施設配置の偏りによって、均等な幼児教育・保育を提供する環境が十分でない状況です。
- ◆ 人口が減少している中、核家族化などにより世帯数は年々増加しています。
- ◆ 少子化により3歳以上の子どもたち（以下、「以上児」という。）は減少しているものの、女性の就業率の高まりなど、3歳未満の子ども（以下、「未満児」という。）の保育ニーズが急速に高まっています。
- ◆ このため、私立の幼児教育・保育提供施設（以下、「民間」という。）との協力体制のもとすべての子どもたちに等しく幼児教育・保育が提供できる受入体制づくりや施設整備を進め、保護者の利用ニーズに応える子育て支援の充実に努めています。
- ◆ このように、中津川市の現状は、少子化の影響による園児数の減少や施設の地域的偏在により子どもたちの育ちにとって望ましい適切な集団規模の確保や施設の老朽化により安全・安心で快適な保育環境が確保できていないなど、幼児教育・保育に適した環境の整備が必要な状況です。
- ◆ これらを踏まえ、適切な集団規模を確保するための施設配置の見直しや幼稚園と保育園それぞれにないものを補う幼保一体化の検討を進めるとともに、運営面において民間にできるところは民間へ移行し、公立が担うべき中山間地域における幼児教育・保育や手厚い支援が必要な児童の保育などは公立が担う形の機能分担と効率化を図るため、「幼児教育・保育施設適正配置計画」の策定を行います。
- ◆ また、幼児教育・保育施設の適正配置を進めることによって、保育士等の適正配置を行うことにより、限られた人材資源を有効に活用し、子どもたちの保育環境はもとより、保育の質の向上に資するよう進めます。
- ◆ なお、「幼児教育・保育施設適正配置計画」は、中津川市総合計画、中津川市子ども・子育て支援事業計画、中津川市学校規模等適正化基本計画（「幼稚園・保育園のあり方に関する事項」）、中津川市人口ビジョンの内容を踏まえ策定します。

主な内容
<ul style="list-style-type: none"> ● 幼稚園・保育園の体制・施設整備 ● 幼稚園・保育園の適正配置推進 ● 一部公立園の民営化推進

② 計画期間

本計画の期間は、令和3年度から令和12年度までの10年間とします。

なお、2年に一度は計画について見直しを行い、計画内容と実態に乖離が生じた場合は、計画の見直しを行います。

幼児教育の現状、課題及び今後について 〈現状〉

2 中津川市の幼稚園、保育園、認定こども園、小規模保育事業所の状況について

① 幼稚園とは

- ◆ 所管は、「文部科学省」、学校教育法に規定される「学校」である。
- ◆ 幼稚園に入園することのできる者は、“中津川市に居住する満3歳以上6歳未満の幼児”としており、希望すれば原則、制約なく入園できる。
- ◆ 市内では、5つの公立幼稚園、3つの私立幼稚園が運営されている。
- ◆ 公立幼稚園の1学級の定員は、幼稚園設置基準に基づき、3歳児にあつては25人以内、4歳児にあつては30人以内、5歳児にあつては35人以内である。
- ◆ 学期は、第1学期（4/1～7/31）、第2学期（8/1～12/31）、第3学期（1/1～3/31）であり、休業日は、土日、国民の祝日のほか、夏季休業日（7/21～8/25）、冬季休業日（12/27～1/7）、学年末及び学年はじめ（3/26～4/6）である。
- ◆ 教育時間は、午前9時から午後3時までである。
- ◆ 全8つの幼稚園に通園する園児数は、令和2年4月1日現在で公立124人、私立342人、合計466人である。

② 保育園とは

- ◆ 所管は、「厚生労働省」、児童福祉法に規定される「児童福祉施設」である。
- ◆ 保育園に入園することのできる者は、一定の要件があり、“入所希望児童の保護者が就労、疾病等の理由により保育を必要とする場合”に入園できる。
- ◆ 市内では、14の公立保育園、6つの私立保育園が運営されている。
- ◆ 保育士の配置基準として、0歳児は概ね3人に1人の保育士、1、2歳児は概ね6人に1人の保育士、3歳児は概ね20人に1人の保育士、4、5歳児は概ね30人に1人の保育士が必要となる。
- ◆ 休業日は、日曜日、国民の祝日のほか、年末年始（12/29～1/3）である。
- ◆ 保育時間は、保育標準時間が午前7時から午後6時まで、保育短時間は午前8時から午後4時までである。
- ◆ 全20の保育園に通園する園児数は、令和2年4月1日現在で公立1,013人、私立465人、合計1,478人である。

③ 認定こども園とは

- ◆ 所管は、「内閣府」、幼保連携型認定こども園の場合は、「学校」かつ「児童福祉施設」である。※1
- ◆ 幼稚園の「教育」を行う観点と保育園の「就労などのため家庭で保育できない保護者に代わって保育を行う」といった、幼稚園と保育園の両方の良さを併せ持つ施設である。
- ◆ 認定こども園に入園することのできる者は、幼稚園の基準にあてはまる子どもは「幼稚園コース」、保育園の基準にあてはまる子どもは「保育コース」となる。
- ◆ 市内では、公立幼保連携型認定こども園が1園、私立幼保連携型認定こども園が2園運営されている。
- ◆ 幼保連携型認定こども園では、幼稚園教諭の免許と保育士資格の両方をもつ者が「保育教諭」として、教育・保育に当たる。
- ◆ 休業日、教育・保育時間は、「幼稚園コース」にあっては幼稚園の内容と同様、「保育コース」にあっては保育園の内容と同様である。
- ◆ 3つの幼保連携型認定こども園に通園する園児数は、令和2年4月1日現在で公立105人、私立256人である。

※1 幼稚園型は、「学校」（幼稚園＋保育所機能）、保育所型は、「児童福祉施設」（保育所＋幼稚園機能）等

④ 小規模保育事業所とは

- ◆ 所管は、「内閣府」、待機児童の解消を図ることを目的として児童福祉法に位置付けられ、市町村による認可事業である。
- ◆ 0～3歳未満児を対象とした、定員が6人以上19人以下の少人数で行う施設である。
- ◆ 子どもの数が少ないため手厚く、子どもの状況などに応じて、その日の活動を臨機応変に変更できる。
- ◆ 市内では、私立2園が運営されている。
- ◆ 小規模保育事業所では、保育園の配置基準+1名で原則保育士が保育を行う。※2
- ◆ 2つの小規模事業所に通園する園児数は、令和2年4月1日現在で32人である。

※2 A型：保育園の配置基準+1で保育士、保健師、看護師又は准看護師を配置

B型：保育園の配置基準+1で1/2以上が保育士、保健師、看護師又は准看護師を配置

⑤ 類型による特徴

	幼稚園	保育園	認定こども園	小規模保育事業所
法的性格	学校	児童福祉施設	学校かつ 児童福祉施設	児童福祉施設
所管官庁	文部科学省	厚生労働省	内閣府	内閣府
設置主体	国、自治体、 学校法人	制限なし	国、自治体、学校法 人、社会福祉法人	制限なし
職員の要件	幼稚園教諭	保育士	保育教諭	保育士
対象	3歳～就学前 保育の認定は不要	0歳～就学前 保育の必要性の認定 が必要	0歳から就学前 3歳未満児は保育の 必要性の認定が必要	0歳から3歳未満 保育の必要性の認定 が必要

⑥ 市内の幼稚園、保育園、認定こども園、小規模保育事業所の設置状況

【幼稚園】

(単位：人)

	名称	所在地	対象児	定数	利用定員	園児数
公立	中津川幼稚園	中津 東宮町	3～5歳	90	***	25
	南幼稚園	中津 昭和町	3～5歳	90	***	38
	西幼稚園	中津 駒場	3～5歳	95	***	30
	神坂幼稚園	神坂	3～5歳	90	***	16
	山口幼稚園	山口	3～5歳	90	***	15
私立	杉の子幼稚園	中津 駒場	3～5歳	280	***	191
	誠和幼稚園	中津 手賀野	3～5歳	140	***	121
	付知のぞみ幼稚園	付知	3～5歳	90	***	30

【保育園】

(単位：人)

	名称	所在地	対象児	定数	利用定員	園児数
公立	一色保育園	中津 東宮町	0～5歳	100	80	71
	中津川保育園	中津 柳町	0～5歳＋支援クラス	120	110	92
	北野保育園	中津 中川町	0～5歳	90	90	57
	苗木保育園	苗木	3～5歳	110	105	100
	落合保育園	落合	3～5歳	90	45	26
	阿木保育園	阿木	1～5歳	60	55	35
	坂下保育園	坂下	0～5歳	130	130	112
	川上保育園	川上	3～5歳	45	35	14
	加子母保育園	加子母	2～5歳	110	75	37
	付知保育園	付知	1～5歳	140	130	106
	下野保育園	福岡 下野	0～5歳	60	55	49
	福岡保育園	福岡 福岡	0～5歳	120	115	89
	高山保育園	福岡 高山	0～5歳	60	50	40
	蛭川保育園	蛭川	1～5歳	110	95	80
私立	東さくら保育園	中津 上金	0～5歳	90	90	88
	坂本さくら保育園	坂本 茄子川	0～5歳	110	110	103
	めぐみ保育園	坂本 茄子川	0～5歳	100	100	99
	のぞみ保育園	苗木	0～3歳	40	40	36
	かやの木保育園	中津 かやの木	0～2歳	40	40	35
	こぼと保育園	中津 中村	0～5歳	79	79	72

【認定こども園】

(単位：人)

	名称	所在地	対象児	認可定員	利用定員	園児数
公立	坂本こども園	坂本 茄子川	保育コース	60	60	58
			幼稚園コース	60	60	47
			+支援児クラス			
私立	にし こまの森	中津 駒場	保育コース	90	90	91
			幼稚園コース	10	10	9
	南さくら幼稚園	中津 実戸	保育コース	103	103	90
			幼稚園コース	76	76	81

【小規模保育事業所】

	名称	所在地	対象児	認可定員	利用定員	園児数
私立	誠和あい保育園	中津 手賀野	0～2歳	19	19	18
	家庭保育園くっく	中津 手賀野	0～2歳	15	15	14

- ◆ 市内には、5つの公立幼稚園、3つの私立幼稚園、14の公立保育園、6つの私立保育園、さらには1つの公立幼保連携型認定こども園、2つの私立幼保連携型認定こども園と2つの小規模保育事業所がある。
- ◆ 私立は、認可定員近くの園児数を受け入れ運営されているが、公立は施設的な認可を受けた定数、「施設上の受入れ上限定員」に比べ著しく定員割れの状態である。
- ◆ 現在の公立は、未満児対応はもとより、支援児クラス等調整機能を果たしている中で、保育士を多く配置しており、結果的に保育士不足となり、施設的には余裕があるが受け入れができない状態である。

幼児教育の現状、課題及び今後について 〈現状〉

3 中津川市の未就学児人口及び幼稚園・保育園等への就園人数の推移について

① 中津川市の未就学児人口及び幼稚園・保育園等への就園人数の推移表

時点 (各3/31)	区分	人口 (A)	幼保入園者数 合計 (B=C+D+E+F)		公立保育所 (含：R2～公立こども園 保育園コース) (C)		私立保育所 (含：H29～小規模保 育事業所H30～私立こ ども園保育コース) (D)		公立幼稚園 (含：R2～公立こども園 幼稚園コース) (E)		私立幼稚園 (含：H30～私立こ ども園幼稚園コース) (F)		保育所 未満児 以上児 計
平成26年 4月1日	0歳児	647	42	6.5%	12	1.9%	30	4.6%					(潜在0人) 409
	1歳児	657	175	26.6%	56	8.5%	119	18.1%					
	2歳児	634	192	30.3%	77	12.1%	115	18.1%					
	3歳児	712	700	98.3%	341	47.9%	68	9.6%	89	12.5%	202	28.4%	
	4歳児	652	645	98.9%	331	50.8%	65	10.0%	77	11.8%	172	26.4%	
	5歳児	690	686	99.4%	354	51.3%	63	9.1%	101	14.6%	168	24.3%	
	合計	3,992	2,440		1,171		460		267		542		1,631
平成27年 4月1日	0歳児	588	43	7.3%	11	1.9%	32	5.4%					(潜在5人) 465
	1歳児	662	196	29.6%	81	12.2%	115	17.4%					
	2歳児	653	226	34.6%	91	13.9%	135	20.7%					
	3歳児	633	615	97.2%	282	44.5%	86	13.6%	73	11.5%	174	27.5%	
	4歳児	709	706	99.6%	340	48.0%	71	10.0%	92	13.0%	203	28.6%	
	5歳児	647	642	99.2%	328	50.7%	64	9.9%	78	12.1%	172	26.6%	
	合計	3,892	2,428		1,133		503		243		549		1,636
平成28年 4月1日	0歳児	581	38	6.5%	10	1.7%	28	4.8%					(潜在11人) 448
	1歳児	601	174	29.0%	60	10.0%	114	19.0%					
	2歳児	664	237	35.7%	101	15.2%	135	20.3%			1	0.2%	
	3歳児	656	645	98.3%	290	44.2%	98	14.9%	82	12.5%	175	26.7%	
	4歳児	638	630	98.7%	278	43.6%	99	15.5%	73	11.4%	180	28.2%	
	5歳児	712	712	100.0%	322	45.2%	88	12.4%	97	13.6%	205	28.8%	
	合計	3,852	2,436		1,061		562		252		561		1,623
平成29年 4月1日	0歳児	554	36	6.5%	8	1.4%	28	5.1%					(潜在6人) 457
	1歳児	592	193	32.6%	58	9.8%	135	22.8%					
	2歳児	603	228	37.8%	83	13.8%	145	24.0%					
	3歳児	658	645	98.0%	292	44.4%	92	14.0%	89	13.5%	172	26.1%	
	4歳児	659	657	99.7%	295	44.8%	104	15.8%	83	12.6%	175	26.6%	
	5歳児	642	631	98.3%	284	44.2%	94	14.6%	74	11.5%	179	27.9%	
	合計	3,708	2,390		1,020		598		246		526		1,618
平成30年 4月1日	0歳児	559	34	6.1%	10	1.8%	24	4.3%					(潜在8人) 483
	1歳児	567	203	35.8%	63	11.1%	140	24.7%					
	2歳児	595	246	41.3%	91	15.3%	155	26.1%					
	3歳児	591	579	98.0%	265	44.8%	96	16.2%	53	9.0%	165	27.9%	
	4歳児	655	647	98.8%	295	45.0%	96	14.7%	90	13.7%	166	25.3%	
	5歳児	650	646	99.4%	295	45.4%	99	15.2%	79	12.2%	173	26.6%	
	合計	3,617	2,355		1,019		610		222		504		1,629
平成31年 4月1日	0歳児	498	35	7.0%	9	1.8%	26	5.2%					(潜在14人) 479
	1歳児	577	204	35.4%	65	11.3%	139	24.1%					
	2歳児	560	240	42.9%	82	14.6%	158	28.2%					
	3歳児	594	574	96.6%	257	43.3%	108	18.2%	65	10.9%	144	24.2%	
	4歳児	593	590	99.5%	268	45.2%	118	19.9%	54	9.1%	150	25.3%	
	5歳児	657	649	98.8%	295	44.9%	114	17.4%	91	13.9%	149	22.7%	
	合計	3,479	2,292		976		663		210		443		1,639
令和2年 4月1日	0歳児	494	40	8.1%	10	2.0%	30	6.1%					(潜在8人) 483
	1歳児	529	202	38.2%	79	14.9%	123	23.3%					
	2歳児	566	241	42.6%	92	16.3%	149	26.3%					
	3歳児	556	543	97.7%	244	43.9%	111	20.0%	56	10.1%	132	23.7%	
	4歳児	591	585	99.0%	270	45.7%	110	18.6%	60	10.2%	145	24.5%	
	5歳児	596	592	99.3%	269	45.1%	119	20.0%	57	9.6%	147	24.7%	
	合計	3,332	2,203		964		642		173		424		1,606

少子化により、平成26年度の園児数が2,440人だったのに比較し、令和2年度では、2,203人と6年間で237人が減少している。

幼児教育の現状、課題及び今後について 〈現状〉

4 令和2年4月1日現在の幼稚園・保育園等の園児数について

① 令和2年4月1日現在の幼稚園・保育園等の園児数一覧

【幼稚園】

園名	定数	規則 学級 定数	学級 数	満3歳児			3歳児			4歳児			5歳児			合計			実施率	
				男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計		
公立	中津川	90	3	3	0	0	0	2	5	7	5	6	11	4	3	7	11	14	25	27.8%
	南	90	3	3	0	0	0	4	6	10	8	5	13	7	8	15	19	19	38	42.2%
	西	95	4	3	0	0	0	7	3	10	5	6	11	3	6	9	15	15	30	31.6%
	神坂	90	3	3	0	0	0	4	1	5	2	3	5	4	2	6	10	6	16	17.8%
	山口	90	3	3	0	0	0	5	2	7	1	4	5	0	3	3	6	9	15	16.7%
	計	455	16	15	0	0	0	22	17	39	21	24	45	18	22	40	61	63	124	27.3%
私立	杉の子	280		10	0	0	0	28	25	53	41	34	75	36	27	63	105	86	191	68.2%
	誠和	140		6	0	0	0	21	19	40	20	18	38	21	22	43	62	59	121	86.4%
	のぞみ	90		3	0	0	0	5	8	13	4	5	9	4	4	8	13	17	30	33.3%
	計	510		19	0	0	0	54	52	106	65	57	122	61	53	114	180	162	342	67.1%
合計	965		34	0	0	0	76	69	145	86	81	167	79	75	154	241	225	466	48.3%	

- ◆ 幼稚園は、少子化の影響に加え、女性の就労率の上昇から、そのニーズが少なくなっている。
- ◆ 定数に対し園児数（実施率）は、48.3%である。私立は比較的高いが公立は半数以下である。

【保育園等】

令和2年4月1日保育園園児数 《入所年度4月1日現在の年齢》

保育園・小規模保育事業所名	認可定員	利用定員	0才	1才	2才	3才	4才	5才以上	計	実施率
中津川 保育園	120	110	0	18	12	19	23	20	92	76.7%
一色 保育園	100	80	3	12	10	14	14	18	71	71.0%
北野 保育園	90	90	2	5	9	14	13	14	57	63.3%
苗木 保育園	110	105				28	39	33	100	90.9%
坂本こども園 ※保育コース	60	60				19	21	16	56	93.3%
坂本こども園 ※幼稚園コース	60	60				17	15	17	49	81.7%
落合 保育園	90	45				5	8	13	26	28.9%
阿木 保育園	60	55		1	3	13	8	10	35	58.3%
坂下 保育園	130	130	3	9	12	27	20	41	112	86.2%
川上 保育園	45	35				2	6	6	14	31.1%
加子母 保育園	110	75			4	9	16	8	37	33.6%
付知 保育園	140	130		13	12	14	31	36	106	75.7%
福岡 保育園	120	115	1	7	10	30	21	20	89	74.2%
高山 保育園	60	50	1	4	7	8	13	7	40	66.7%
下野 保育園	60	55	0	1	5	17	13	13	49	81.7%
蛭川 保育園	110	95		9	8	25	24	14	80	72.7%
公立計 (A)	1,465	1,290	10	79	92	261	285	286	1,013	69.1%
読書保育園 (南木曾町)		90				1			1	
童吟幼児園 (瑞浪市)		50						1	1	
おさしま二葉こども園 (恵那市)		165				1			1	
せいわ保育園 (瑞浪市)		19		1					1	
城ヶ丘こども園 (恵那市)		145			1				1	
前之庄こども園 (姫路市)		70				1			1	
委託児童含む公立計 (受託児童除く) (B)			10	80	94	263	285	287	1,019	
東さくら保育園	90	90	6	15	16	18	17	16	88	97.8%
坂本さくら保育園	110	110	4	14	18	23	22	22	103	93.6%
めぐみ 保育園	100	100	3	12	18	20	20	26	99	99.0%
のぞみ 保育園	40	40	3	18	18				39	97.5%
かやの木保育園	40	40	7	14	14				35	87.5%
こばと 保育園	79	79	0	10	11	17	17	17	72	91.1%
誠和あい保育園 (小規模A)	19	19	0	10	8				18	94.7%
家庭保育園くつく (小規模B)	15	15	0	4	10				14	93.3%
私立計 (C)	493	493	23	97	113	78	76	81	468	94.9%
にしこまの森 ※保育コース	90	90	4	15	18	18	15	18	88	97.8%
にしこまの森 ※幼稚園コース	10	10				4	6	2	12	120.0%
南さくら幼稚園 ※保育コース	103	103	3	11	18	15	19	20	86	83.5%
南さくら幼稚園 ※幼稚園コース	76	76				22	17	31	70	92.1%
私立こども園計【幼稚園コース含まない】 (C)	193	193	7	26	36	33	34	38	174	90.2%
									0	
									0	
委託児童含む私立計 (受託児童除く) (D)			30	123	149	111	110	119	642	
厚生労働省報告 (B+D)	1,958	1,783	40	203	243	374	395	406	1,661	84.8%

- ◆ 全体の実施率は、84.8%である。私立が高い状況であるのに対し、公立は調整機能を果たすべく比較的低い値になっている。
- ◆ 公立・私立の役割分担をした苗木地区は、のぞみ保育園（未満児）と苗木保育園（以上児）の実施率が高い。

幼児教育の現状、課題及び今後について 〈現状〉

5 令和2年4月1日現在の公立幼稚園・保育園等の職員数について

① 令和2年4月1日現在の公立幼稚園・保育園等の職員数一覧

保育士(育休・病休含む)職員数

R2.4.1現在

園名	正規職員	常雇 保育士	臨時保育士 雇用保険有	臨時保育士 雇用保険無	臨時職員 雇用保険有	臨時職員 雇用保険無	看護師	正規 調理員	嘱託 調理員	総合計	保育士 のみ合計	育休 病休
中津川保育園	14	7	7	8	1	3	1		3	44	36	3
一色保育園	7	4	7	2	1	2		1	1	25	20	1
北野保育園	7	3	5	6	1	2			2	26	21	1
苗木保育園	6	2	3	12	1	5			2	31	23	
落合保育園	4	1	2	4		4			1	16	11	
阿木保育園	4	1	2	7		5			1	20	14	
坂下保育園	10	5	6	5		4			3	33	26	1
川上保育園	3	0	1			1			1	6	4	
加子母保育園	6	2	6	3		3			1	21	17	2
付知保育園	8	5	8	7	1	1			2	32	28	
下野保育園	4	2	4	1		4			1	16	11	
福岡保育園	8	4	3	7	2	3			2	29	22	
高山保育園	5	3	4	3	1	2			1	19	15	
蛭川保育園	6	4	3	11		5			2	31	24	2
坂本こども園	13	4	6	9		2	1		3	38	32	2
保育園計	105	47	67	85	8	46	2	1	26	387	304	12

※臨時職員・・・調理員、事務員、運転手、看護師

ほっとけーき	2	3								5	5	
--------	---	---	--	--	--	--	--	--	--	---	---	--

幼児教育課	1									1		
-------	---	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--

幼稚園 教諭職員数 R2.4.1現在

園名	正規職員	常雇教諭	嘱託	臨時教諭 雇用保険有	臨時教諭 雇用保険無	臨時職員 雇用保険有	臨時職員 雇用保険無	合計	育休 病休
中津川幼稚園	2	2	1	3	1			9	
南幼稚園	5	0		2	2	1		10	1
西幼稚園	3	1		3	1		1	9	
神坂幼稚園	3	1		1		1		6	
山口幼稚園	2	1		1	1			5	
幼稚園計	15	5	1	10	5	2	1	39	1

※臨時職員・・・給食運搬、事務

- ◆ 公立保育園は、正規以外の常雇、臨時の保育士で支えられている。
- ◆ 特に常雇は正規職員の補助ではなく、担任（一人担任：11人、複数担任：23人）を持ち、ほぼ正規同様の業務内容となっている。

- ◆ 保育園において男性保育士 4 人（正規 3 人、常雇 1 人）が勤務している。

幼児教育の現状、課題及び今後について 〈課題及び今後〉

6 待機児童について

① 待機児童とは

- ◆ 待機児童とは、保護者が就労、疾病・負傷等の理由により、保育園等を利用するための申込みを行い保育の必要性の認定を受けたが、保育園不足、保育士不足などの原因により入園できない児童のことである。
- ◆ 保育の必要性は認定されても特定の園を希望し、待機している場合には「潜在待機児童」と呼ばれ、国への報告基準から外れている。

② 待機児童の現状

- ◆ 核家族化によって祖母や祖父が父母に代わって子育てをすることが難しくなっていることや共働き世帯が増加したこと、さらには女性の社会進出が進んだことなどから女性の就業率が上がり、少子化で園児数が減少する一方で、未満児の保育ニーズが年々増加していることが影響している。

全園児数	平成 27 年度	2,428 人	⇒	令和 2 年度	2,197 人	▲231 人
未満児数	平成 27 年度	465 人	⇒	令和 2 年度	480 人	15 人
出生数	平成 27 年度	598 人	⇒	令和元年度	507 人	▲91 人

- ◆ 未満児の保育ニーズが増加している要因のひとつは、出産後、子どもが 1 歳に達する日までは育児休業を取得し、1 歳になると育児休業給付金も終了することから就労を再開するにあたり保育園に預けたいという希望が集中する。
- ◆ 育児休業の制度上、保育園等に預けることができない理由がある場合には、1 歳 6 か月または 2 歳まで延長することができる。
- ◆ このため、未満児の保育ニーズの中でも、“1 歳児の保育ニーズ”の高まりが著しく、連動して 2 歳児の保育ニーズが高い。

	平成 27 年度	令和 2 年度	比較
0 歳児	43 人	40 人	▲3 人
1 歳児	196 人	199 人	3 人
2 歳児	226 人	241 人	15 人

③ 待機児童に対する取り組み

- ◆ これまでに、
 - ◇ 私立保育園（のぞみ保育園）の未満児保育園化により 14 人分の定員を確保
 - ◇ 小規模保育事業所 2 園（誠和あい、くっく）開園により 34 人分の定員を確保
 - ◇ 私立保育園（こぼと保育園）増築により 10 人分の定員を確保により、58 人分の未満児定員を確保してきている。
- ◆ 待機児童が発生しない抜本的な対策は、上記のように新規の定員確保はもとより、既存の私立保育園においても利用定員 100%を維持し、公立保育園は超過した分を受け入れるため調整機能を果たすよう役割分担を明確にすることである。
- ◆ また、公立、私立を問わず、市全体で保育士を確保することがキーとなる。
- ◆ そのためには、現在 1 つのクラス人数が著しく少なくなっている園は “異年齢保育” を実施し、保育士を確保する。また、中津川市学校規模等適正化基本計画に定める基準を満たしていない場合には、“統廃合” により子どもたちの適正な集団規模を確保することで、保育士の適正配置を行う必要がある。

幼児教育の現状、課題及び今後について 〈課題及び今後〉

7 保育士不足について

① 全国的な保育士不足の状況と国の取り組み

- ◆ 厚生労働省によると保育士の必要数は約 46 万人とされているが、毎年約 38.6 万人が保育園等に就業している状況を見ると、結果として全国的に 7.4 万人の保育士が不足している状況である。
- ◆ 保育士養成施設で保育士資格を取得したとしても、実際に保育園に就職するのは約半数である。また、実際に保育士として働いている人たちの半数が平均勤続年数 5 年未満と早期離職の傾向も顕著である。
- ◆ 保育園への就職を希望しない理由は、
 - ① 責任の重さ、事故への不安
 - ② 就業時間が希望と合わない
 - ③ 保護者との関係がむずかしいといったことが上位を占めている。
- ◆ これらを受けて、国は平成 27 年度から「保育士確保プラン」として、保育士試験の年 2 回実施や賃金などの処遇改善を行っており、さらに平成 31 年度には「保育士確保集中取組キャンペーン」として、給与改善をさらに強力に行い、職場復帰研修や勤務環境改善に取り組んでいる。

「保育士確保集中取組キャンペーン」の主なポイント

- 保育士資格をお持ちであって、現在、保育士として働いていない方等の掘り起こし及び就職あっせんを強化し、就職促進を図る
 - 【具体的な取組】
 - ・ リーフレットを活用した保育士への呼びかけ
 - ・ 新規で保育士資格の登録をされた方への働きかけ
 - ・ 指定保育士養成施設と連携した養成施設卒業生や卒業予定者への呼びかけ強化
 - ・ 資格登録されている保育士に対する都道府県の保育士登録簿を活用した働きかけ
 - ・ 短時間正社員制度の導入など、保育所の勤務環境改善に向けた働きかけ
 - ・ 保育所 OG・OB への働きかけ
 - ・ 厚生労働省 twitter など SNS を活用された情報発信
 - ・ 保育団体と連携した保育士確保に向けた PR 活動の実施
 - ・ 就職相談会と職場体験・再就職セミナー等の同時開催
 - ・ 来年 4 月までの保育士確保が特に急務な保育所に対し、保育士・保育所支援センターが個別に就職希望の保育士を紹介
 - ・ ハローワークの保育士マッチング強化プロジェクトによる集中的支援

② 公立保育園の保育士不足の状況

(単位：人)

年度 (4/1)	保育士数		保育士計
	正規職員数	常雇数	
平成 22 年度	88	100	188
平成 23 年度	85	96	181
平成 24 年度	84	98	182
平成 25 年度	84	93	177
平成 26 年度	84	86	170
平成 27 年度	85	76	161
平成 28 年度	81	71	152
平成 29 年度	89	62	151
平成 30 年度	87	59	146
令和元年度	89	48	137
令和 2 年度	105	47	152

※R2 の正規職員の増については、坂本幼稚園が統合し、坂本こども園の職員としてカウントされるため。

- ◆ 正規職員は退職補充を含め、一定人数を確保することができているが、常雇保育士の退職が著しい。
- ◆ 正規職員をクラス担任に充てているが、常雇保育士も担任に充てているのが現状である。本来正規職員を補助するかたちで位置付けた常雇保育士が正規と同様の業務を担っているにも関わらず、賃金体系に違いがあることが大きな要因だと考え、今年度、近隣自治体の状況も踏まえ、処遇改善を行っている。
- ◆ 今後、園児数の推計と私立との役割分担や園の適正配置を踏まえて、担任は正規職員で担えるよう職員を確保し、常雇保育士はそれを補助する本来のかたちに近づけたい。

③ 保育士不足に対する取り組み

- ◆ 市全体の保育士不足を解消する支援や市の正規、さらには常雇の保育士・幼稚園教諭の確保に至るまで以下の対策を行っている。

〈支援金関係〉

- ◇ 保育士等修学支援金制度
月額3万円 無利子 最長2年間
市内（公立・私立を問わず）で就職し、5年間勤務で返還免除
- ◇ 私立幼稚園教諭復職等支援金制度
園ごとに年額20万円を上限
免許取得後1年を経過しており、かつ1年以上離職している者が私立幼稚園に週20時間以上かつ2年以上従事した場合、その必要経費に対して園に支出

〈採用試験関係〉

- ◇ 受験資格の緩和策として年齢要件を撤廃
- ◇ 受験資格の緩和策として専門試験を廃止
- ◇ 4月の定期採用に加え、随時募集を開始

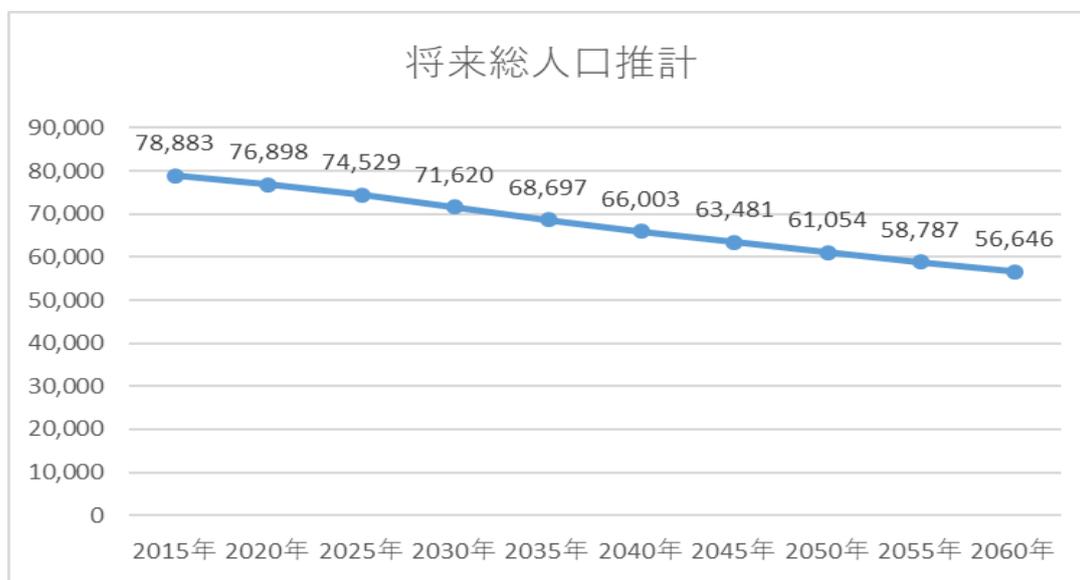
〈その他〉

- ◇ 大学生を対象とした保育体験アルバイト
保育士を目指す大学生に市内保育所にて1週間程度保育アルバイトを通じ、生の保育を体験してもらう。
- ◇ 潜在保育士の保育体験会（県と協働）
岐阜県子育て支援課と協働し、しばらく現場を離れている保育士を市内保育所にて1日、座学、見学、相談を通じて復職につなげる。
- ◇ 高校訪問（5校：中津、中津川工業、中津商業、坂下、阿木）
保育士等修学支援金制度等の周知のため、市内高等学校を訪問する。
- ◇ 大学訪問（5校：名古屋短大、桜花学園、日本福祉、中部、中京学院）
中津川市の保育士になってもらうため、大学へ採用情報を提供し、学生に対しては、中津川市の魅力、園の特色などをPRする。
- ◇ 高校生保育体験バスツアー（県と協働）
岐阜県保育士・保育所支援センターと協働し、市内高等学校の生徒に市内保育所で保育体験をしてもらい将来の職業選択の選択肢のひとつとしてもらう。

幼児教育の現状、課題及び今後について 〈課題及び今後〉

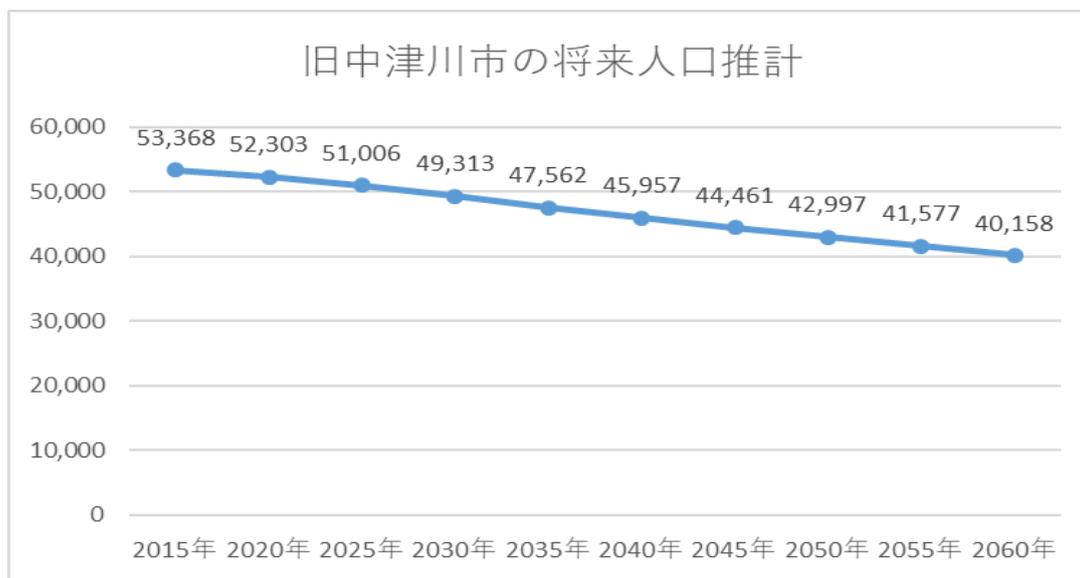
8 地区別の将来人口推計 ～子ども・子育て支援事業計画、中津川市人口ビジョン～

① 将来総人口推計



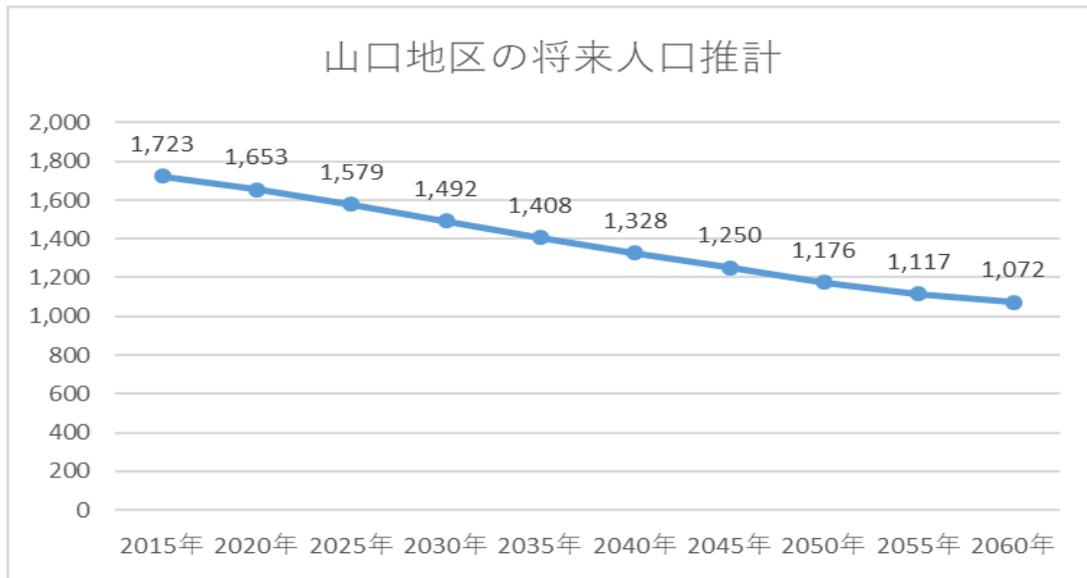
② 旧中津川市

旧中津川市の2060年（R42）年の人口は、40,158人となり、2015年（H27）より24.8%（13,210人）減少する見通しです。若年層世代の割合が高いため、他の地区と比較して、減少率は低くなっています。



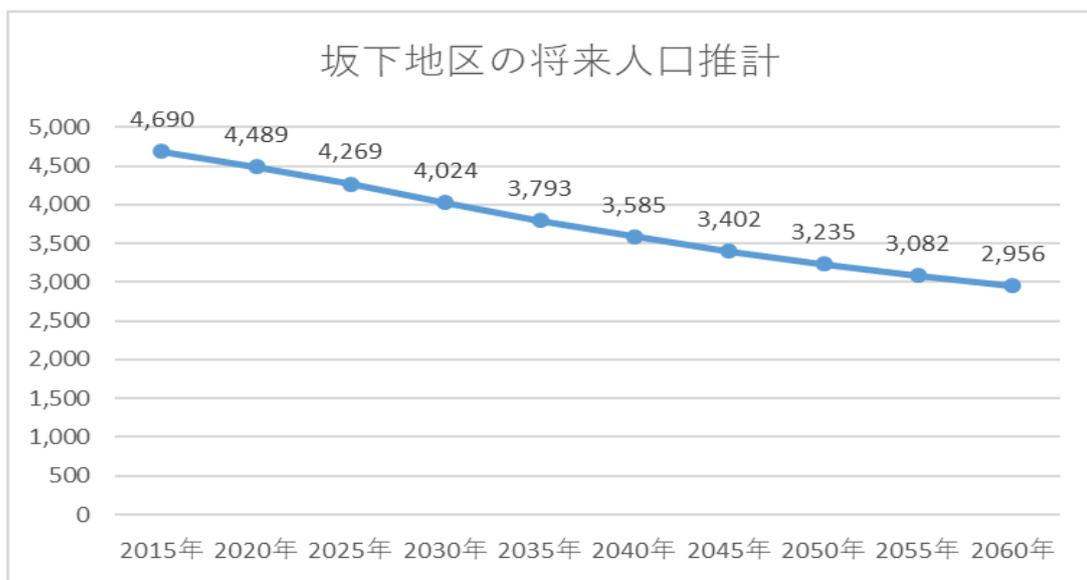
③ 山口地区

山口地区の2060年（R42）の人口は、1,072人となり、2015年（H27）より37.8%（651人）減少する見通しです。他の地区に比べ、40歳未満の若年層が少ないことから、加子母地区に次いで減少率が高い地区になっています。



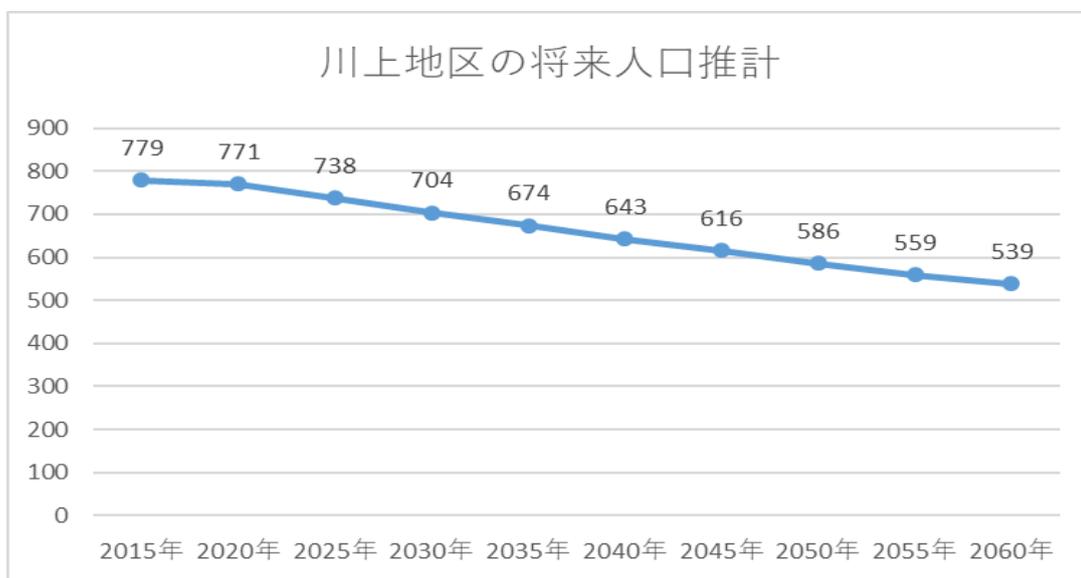
④ 坂下地区

坂下地区の2060年（R42）の人口は、2,956人となり、2015年（H27）より37.0%（1,734人）減少する見通しです。坂下地区は40歳未満の若年層が少ないことから、減少率は大きくなっています。他の地区と比較して、減少率は高くなっています。



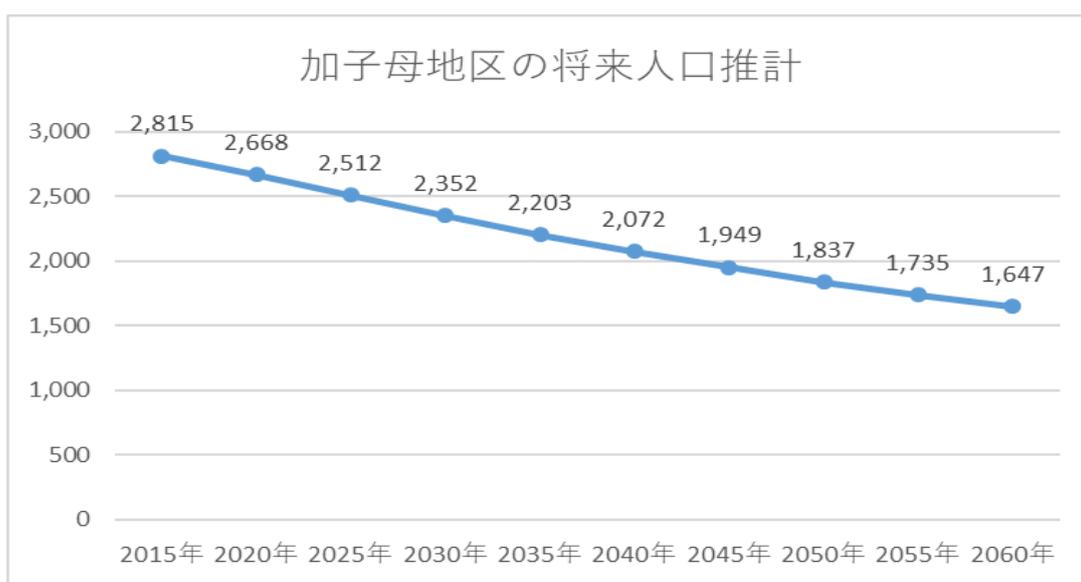
⑤ 川上地区

川上地区の2060年（R42）の人口は、539人となり、2015年（H27）より32.5%（260人）減少する見通しです。他の地区に比べ、減少率は低くなっています。



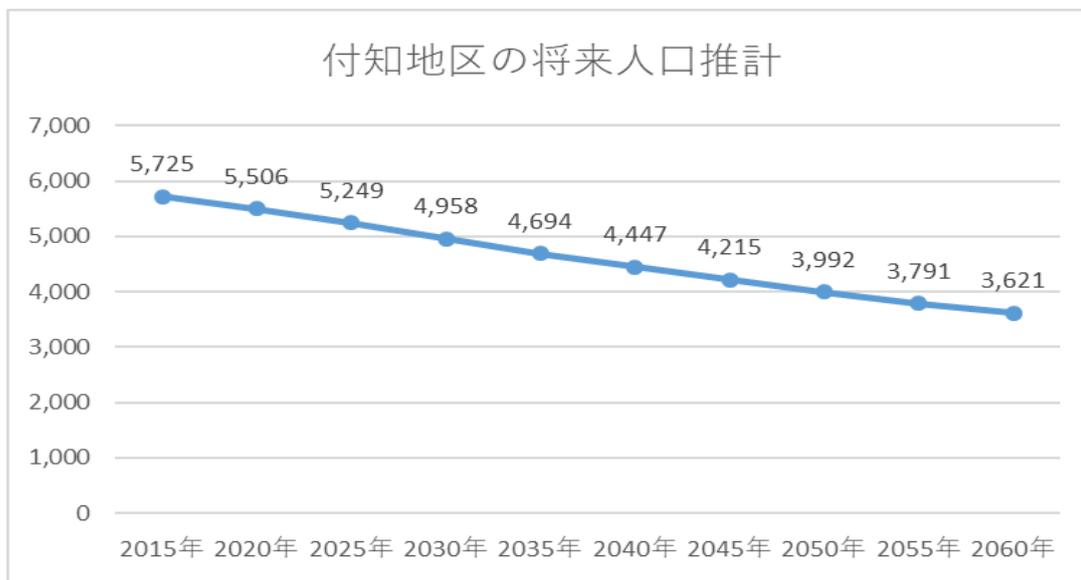
⑥ 加子母地区

加子母地区の2060年（R42）の人口は、1,647人となり、2015年（H27）より41.5%（1,168人）減少する見通しです。加子母地区は40歳未満の若年層が極端に少ないことから、減少率は市内で最も高い地区になっています。



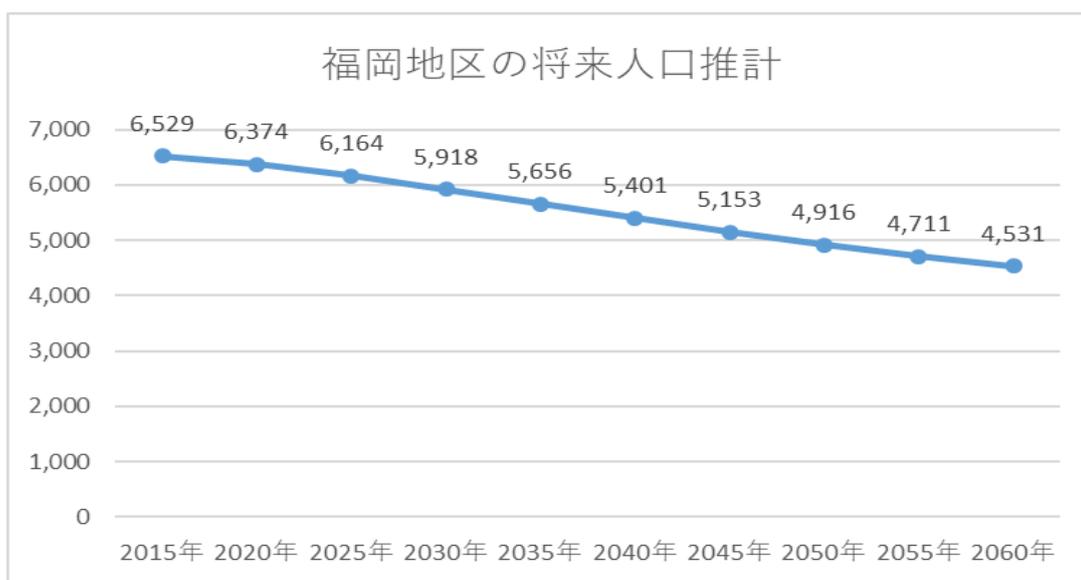
⑦ 付知地区

付知地区の2060年（R42）の人口は、3,621人となり、2015年（H27）より36.8%（2,104人）減少する見通しです。付知地区も40歳未満の若年層が少ないことから、他の地区に比べ、減少率は高くなっています。



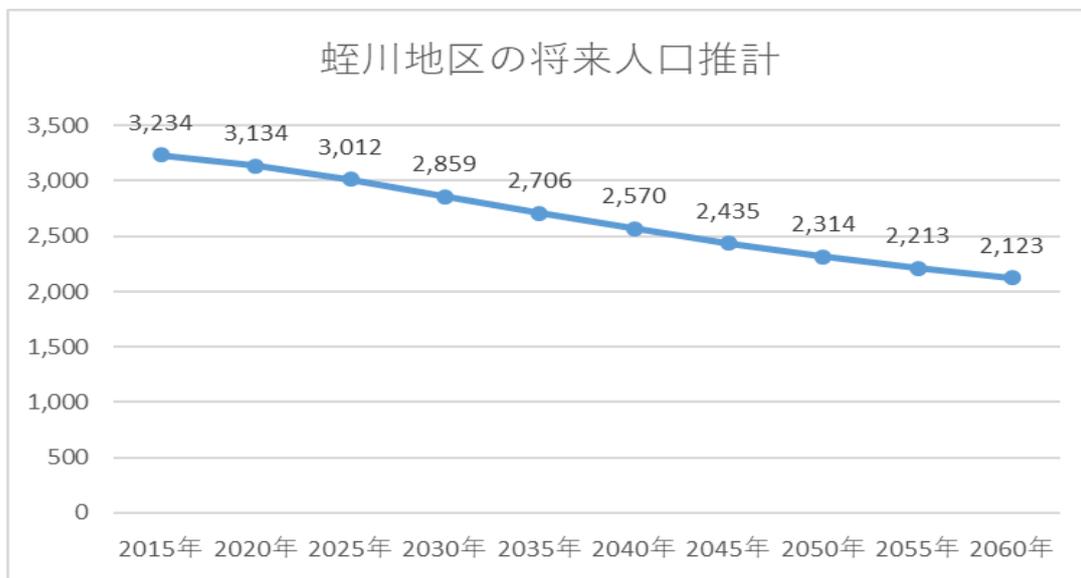
⑧ 福岡地区

福岡地区の2060年（R42）の人口は、4,531人となり、2015年（H27）より30.6%（1,998人）減少する見通しです。他の地区に比べ、40歳未満の若年層の割合が大きいため、旧中津川市に次いで減少率が低い地区になっています。



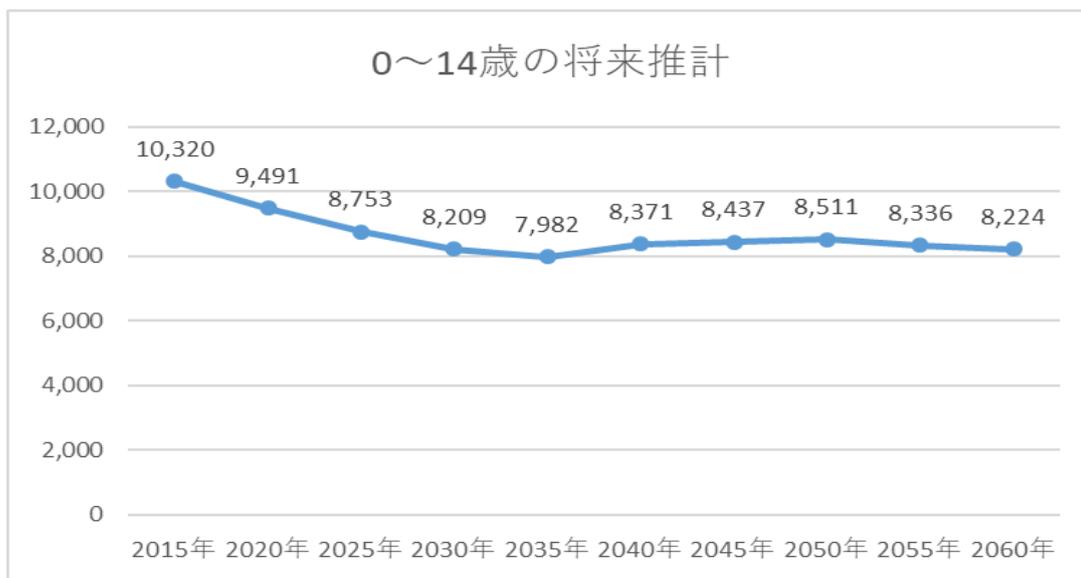
⑨ 蛭川地区

蛭川地区の2060年（R42）の人口は、2,123人となり、2015年（H27）より34.4%（1,111人）減少する見通しです。減少率は他の地区（最小旧中津川市24.8%、最大加子母地区41.5%）の中間に位置しています。



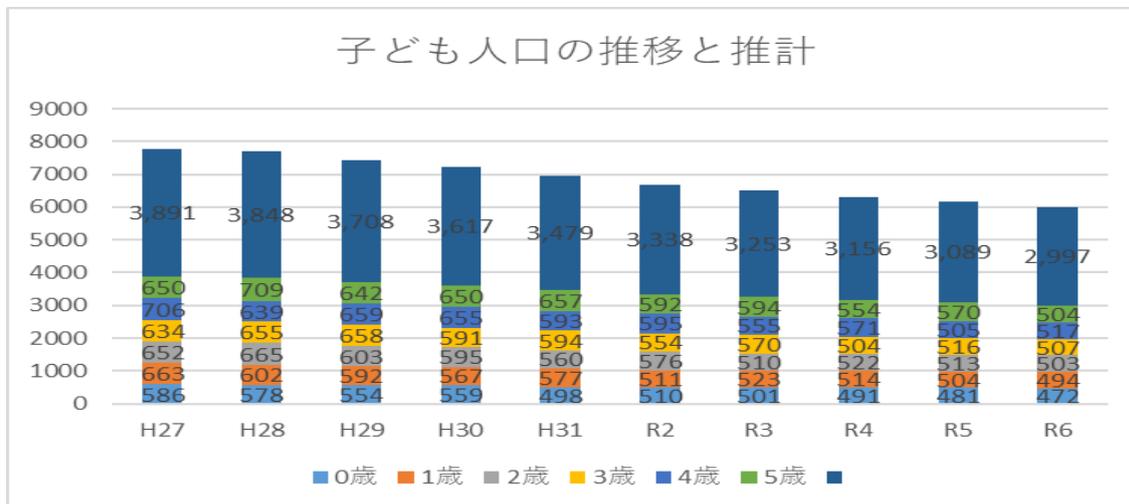
⑩ 0～14歳の将来推計

2060年（R42）の0～14歳の年少人口は、8,224人となり、2015年（H27）より20.4%（2,096人）減少します。



⑪ 0～5歳の推移と推計

0～5歳の人口の推移と推計をみると、年齢によっては増加している年があるものの、全体的には減少する見込みです。



中津川市 年齢別・地区別人数

令和2年3月31日現在

地区名 年齢	中津	苗木	坂本	落合	阿木	神坂	坂下	川上	加子母	付知町	福岡	蛭川	山口	合計
0歳	218	38	100	23	6	4	24	2	8	21	32	14	4	494
1歳	186	49	115	17	6	9	25	6	12	34	38	23	9	529
2歳	199	57	121	20	11	4	31	3	16	32	46	20	6	566
0～2歳計	603	144	336	60	23	17	80	11	36	87	116	57	19	1,589
3歳	201	45	111	14	14	9	31	3	9	28	55	28	8	556
4歳	210	67	119	21	8	7	21	6	15	40	48	25	4	591
5歳	218	56	114	22	12	8	42	6	8	44	43	17	6	596
3～5歳計	629	168	344	57	34	24	94	15	32	112	146	70	18	1,743
6歳	231	55	128	23	16	15	30	6	15	48	44	36	9	656
7歳	237	65	111	28	21	13	43	3	12	40	45	27	7	652
8歳	214	64	122	24	14	7	26	9	12	48	58	33	7	638
6～8歳計	682	184	361	75	51	35	99	18	39	136	147	96	23	1,946
9歳	241	64	140	32	16	15	29	5	23	54	54	28	10	711
10歳	227	51	109	20	16	9	41	7	14	45	56	37	10	642
11歳	217	51	125	36	14	15	44	9	24	51	62	30	7	685
9～11歳計	685	166	374	88	46	39	114	21	61	150	172	95	27	2,038
合計	2,599	662	1,415	280	154	115	387	65	168	485	581	318	87	7,316

① 中津川市学校規模等適正化基本計画「幼稚園・保育園のあり方」基本方針

「幼稚園・保育園のあり方」に関する基本方針

☆ 検討委員会で課題とされたこと

〈市民のニーズとして子育て支援策の充実が求められている〉



- 幼稚園、保育園に子育て支援拠点としての役割の充実が必要である。
- 公立の園と私立の園に、より機能的、効率的な連携が必要である。
- 少子化により、園の配置に不均衡な状況が生じている。

☆「公立・私立、幼保を問わず市全体でどのように幼児教育の部分の担っていくのか」という観点で基本方針を定めました。

幼児期は生涯にわたる人格形成の基礎を培う大切な時期であり、睡眠、食事、排せつ及びあいさつなど生活の基礎基本を身につける時である。幼児教育・保育において、集団の中で遊びを通して豊かな経験を得ることで人間関係を学ぶことが求められています。

また、そうした遊びを中心とした総合的な指導で子どもたちの発達の連続性を確保し、家庭から小学校教育へと円滑に移行させる必要があります。

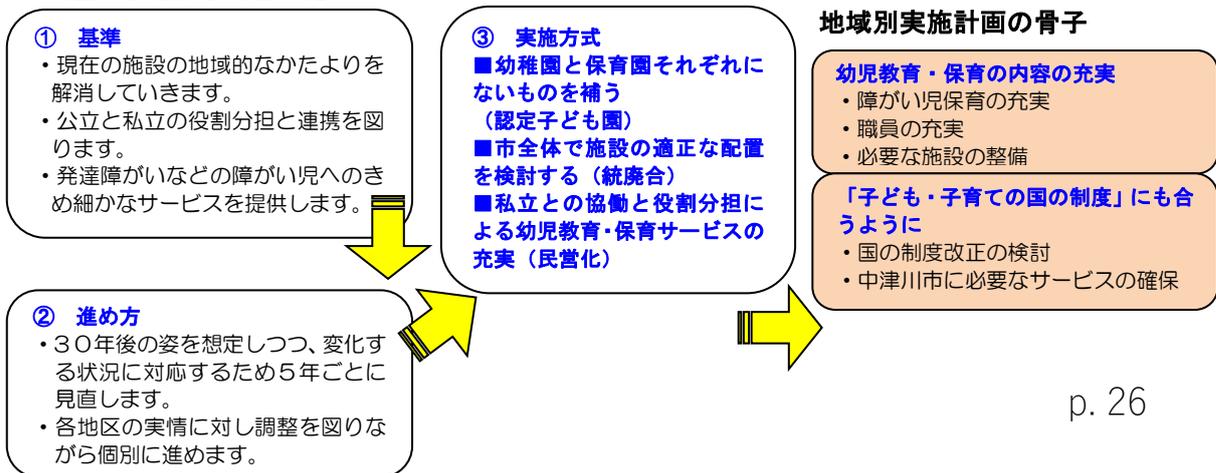
- **保護者のニーズに即した子育て支援の充実**
多様化するニーズへのきめ細かいサービスや、今後も増加が懸念される発達障がいなどを含めた障がい児保育の充実を図りつつ、幼保の枠にとらわれないサービス及び、子育て支援に必要な施設の配置などを進めます。
- **一部公立保育園の民営化の推進**
公共性を維持しつつ、民間にできるところは民間へ移行し、機能の分担と効率化を図ります。
- **少子化を見据えた集団規模の確保**
幼児教育・保育に必要な集団規模はどれくらいなのかを検証し、少子化傾向を見据えて適正化を進めます。

■ 幼保規模等適正化の基本的な基準

- (1) 望ましい幼児教育・保育の集団規模
 - ・【幼稚園】1学級20人以上で複数学級を保持
 - ・【保育園】4、5歳児1学級20人から30人
- (2) 子育て支援の充実
 - ・園配置と子育て支援施設の検討
 - ・保護者のニーズに対応できる子ども園等の検討



☆ 適正化計画の進め方について



② 「幼稚園・保育園のあり方に関する事項」〈幼保部会※〉答申内容（抜粋）

※幼保部会：中津川市学校規模適正化検討委員会において、幼稚園、保育園の在り方を検討した部会

(3) 多様な保育ニーズに応える民間力の活用と公共性の維持が必要である。

・ 保育ニーズに応えるための民間力の活用

国において民間事業者の活用を目的に各種の規制改革が進められ、保育園についてはそれまで地方公共団体又は社会福祉法人に限定されていた運営主体に、学校法人やNPO法人、株式会社の参入も可能となった。また、親の就労を問わず、保育と教育を一体的に行なう機能を兼ね備える制度として、「認定こども園」が法制化され、平成18年度から運用が開始されている。

こうした社会構造改革の流れと、今日の厳しい自治体経営環境の下で、多様な保育・幼稚教育ニーズに対応していくためには、公・私それぞれの特性を活かし、役割を明確にした上で、園経営における民間力の積極的な活用を図ることが検討されるべきである。具体的には、公立園の定員数の弾力化や民間保育園の未満児保育の拡充などである。

なお、民間力の活用によって生み出される財政的なメリットは、教育・保育の充実、公共性の維持に振り向けられるべきであることは言うまでもない。

・ 一部公立保育園の民営化の推進

本市の財政環境は、依然として厳しいものであることから、今後の教育・保育事業の推進に対しては、公共性は維持しつつ、財政にも配慮した施策が求められている。民間でできることは民間へ移行していく観点を持つことが必要であり、一部の公立保育園については民営化を検討すべきである。

なお、従前から計画されている小鳩保育園の民営化については、地域、保護者の了解の下で、民間の運営参加意向を踏まえ、早急に対処すべきである。

民営化の方法としては、建物を譲渡し土地は貸与する完全民営化の方法や民間法人等による施設の整備方式（民設民営）などがあるが、市内の社会福祉法人、学校法人と協議を行いながら、事業の継続性を重視し、十分な検討をされたい。

また、保育園の民営化を検討するにあたっては、以下の条件が整っていることが必要である。

- 1 将来においても継続的な保育需要が見込まれる地域の園であること
- 2 建物の整備が必要な場合には、条件（増築、改修等）が整っていること

・ 保育の向上と公共性を維持するための公立園の役割

公立園は、保護者のニーズや地域における子育て支援の課題を的確にとらえ、市内全ての幼稚園、保育園に還元できるように努め、全市の幼児教育・保育水準の向上を図る役割がある。

(4) 適正配置・規模の検討と運営の合理化が必要である。

市内の幼稚園、保育園は市街地や一部地域に集中しているなど、配置、規模、定員などが不均衡な状況がみられる。園の配置については、小・中学校の適正配置の方向性、乳幼児数の推移を見極めながら、公立幼稚園、保育園の統廃合を含め、見直しを図るべきである。

また、一部の園で定員充足率が低く、子どもを健やかに育てるような適正な子ども集団が確保されていない問題がある。そこで、子どもにとって望ましい規模を明らかにした上で、将来にわたって適正規模での園運営ができるような再編を行う必要がある。

近年、幼稚園と保育園の機能の差が縮まる状況にあり、新たな仕組みとして保育園・幼稚園の一元化など、中津川市にあった合理的な園運営を検討していくことも重要であると考える。

統廃合を含めた適正規模、配置を検討するにあたっては、本市の地域性、就園状況などを考慮し、財政状況もふまえて進めていく必要がある。また、地域のコミュニティとの関係、少子化の状況、出生数や園児数の推移、各施設の老朽化等を十分把握し、地元、保護者、教育、保育関係者などの意見を聞きながら中長期的な展望にたって検討していただきたい。

③ 望ましい集団規模基準の適合状況（3歳以上児）

基準 適合	園名	園児数（人）				
		3歳	4歳	5歳	平均	計
基準を満たしている園	坂本こども園	36	36	33	35	105
	苗木保育園	28	39	33	33	100
	坂下保育園	27	20	41	29	88
	付知保育園	14	31	36	27	81
	福岡保育園	30	21	20	24	71
	蛭川保育園	25	24	14	21	63
	中津川保育園	19	23	20	21	62
	一色保育園	14	14	18	15	46
	北野保育園	16	12	17	15	45
	下野保育園	17	13	13	14	43
	南幼稚園	10	13	15	13	38
	加子母保育園	9	16	8	11	33
	阿木保育園	13	8	10	10	31
	西幼稚園	10	11	9	10	30
	高山保育園	8	13	7	9	28
	落合保育園	5	8	13	9	26
	中津川幼稚園	7	11	7	8	25
	神坂幼稚園	5	5	6	5	16
	山口幼稚園	7	5	3	5	15
	川上保育園	2	6	6	5	14

※園児数は令和2年4月1日現在

※太枠内は、中津川市学校規模等適正化基本計画に定める基準「望ましい幼児教育・保育の集団規模」に適合している園。

- ◆ 中津川市学校規模等適正化基本計画に定める基準「望ましい幼児教育・保育の集団規模」を参考に、3歳以上児の人数を平均して20人以上となる園は、全20園中7園にすぎず、神坂、山口、川上については全児童数が20人に達していない。

④ 公立園ごとの園児数の推移

(単位：人)

地区	園名	定員	H27 年度 園児数	R02 年度 園児数	H27 年度比	定員との差	R5 年度推計
中津	中津川幼稚園	90	36	25	▲11	▲65	27
	南幼稚園	90	40	38	▲2	▲52	27
	西幼稚園	95	45	30	▲15	▲65	28
	神坂幼稚園	90	28	16	▲12	▲74	24
	一色保育園	100	71	71	-	▲29	61
	中津川保育園	120	99	92	▲7	▲28	70
	北野保育園	90	68	57	▲11	▲33	58
	苗木保育園	110	88	100	12	▲10	76
	落合保育園	90	34	26	▲8	▲64	22
	阿木保育園	60	46	35	▲11	▲25	40
	坂本こども園	290	156	105	▲51	▲185	90
山口	山口幼稚園	90	18	15	▲3	▲75	14
坂下	坂下保育園	130	111	112	1	▲18	107
川上	川上保育園	45	21	14	▲7	▲31	9
加子母	加子母保育園	110	59	37	▲22	▲73	34
付知	付知保育園	140	105	106	1	▲34	93
	下野保育園	60	45	49	4	▲11	31
福岡	福岡保育園	120	104	89	▲15	▲31	88
	高山保育園	60	48	40	▲8	▲20	38
蛭川	蛭川保育園	110	99	80	▲19	▲30	80
計		2,090	1,321	1,137	▲184	▲953	1,017

※下野保育園の定員、平成 27 年度園児数は、田瀬保育園と下野保育園の合計

※坂本こども園の定員、平成 27 年度園児数は、坂本幼稚園と坂本保育園の合計

- ◆ 少子化を受けて、平成 27 年度と比べ一部の園（一色、苗木、坂下、付知、下野）を除き、園児数は減少している。
- ◆ 数値的には令和 5 年度推計から考慮した場合、令和 2 年度と比べ、さらに 120 人が減少し、2 から 3 園分の統合が必要となる。

幼児教育の現状、課題及び今後について 〈課題及び今後〉

10 施設の老朽化について

① 公立幼稚園、保育園施設の状況について

【幼稚園】

	名称	所在地	面積	建築年	分類	避難所
1-1	中津川幼稚園	中津川市東宮町 5-1	204 m ²	S54	H15 補強	
1-2			287 m ²	H11	S57 以降	
2	南幼稚園	中津川市昭和町 6-47	623 m ²	H14	S57 以降	
3	西幼稚園	中津川市駒場 260-2	656 m ²	H08	S57 以降	
4	神坂幼稚園	中津川市神坂 1526-3	446 m ²	S63	S57 以降	
5	山口幼稚園	中津川市山口 1647-36	736 m ²	H04	S57 以降	○

【保育園】

	名称	所在地	面積	建築年	分類	避難所
1-1	一色保育園	中津川市東宮町 3-29	436 m ²	S47	H25 補強	
1-2			324 m ²	S47	必要なし	
2	中津川保育園	中津川市柳町 5-11	1,348 m ²	H20	S57 以降	○
3	北野保育園	中津川市中川町 3-36	781 m ²	S50	必要なし	○
4	苗木保育園	中津川市苗木 1610-3	928 m ²	S62	S57 以降	○
5-1	落合保育園	中津川市落合 936-1	775 m ²	S48	H22 補強	○
5-2			367 m ²	S53	必要なし	
6	阿木保育園	中津川市阿木 107-1	567 m ²	S58	S57 以降	
7-1	坂下保育園	中津川市坂下 1578-1	719 m ²	H04	S57 以降	○
7-2			335 m ²	H04	S57 以降	
8	川上保育園	中津川市川上 303-1	691 m ²	H04	S57 以降	
9	加子母保育園	中津川市加子母 3417-7	970 m ²	S58	S57 以降	
10	付知保育園	中津川市付知町 5792	1,190 m ²	H06	S57 以降	
11	下野保育園	中津川市下野 630-17	636 m ²	H08	S57 以降	
12	福岡保育園	中津川市福岡 699-2	1,028 m ²	H05	S57 以降	
13	高山保育園	中津川市高山 1063	698 m ²	H11	S57 以降	
14	蛭川保育園	中津川市蛭川 4844-1	1,350 m ²	S49	H23 補強	

【認定こども園】

	名称	所在地	面積	建築年	分類	避難所
1	坂本こども園	中津川市茄子川 841-1	1,408 m ²	R02	S57 以降	○

- ◆ 昭和 40 年代から平成初期に建設されたものが多く、建設から 50 年近く経過するものもある。中でも旧中津川市地区の保育園の老朽化が著しい。

① 今後について

- ◆ 中津川市の現状は、少子化の影響による園児数の減少から子どもたちの育ちにとって望ましい集団規模が確保できていないことや、施設の老朽化などの課題を有する状況である。
- ◆ また、少子化の一方で、未満児保育の必要性は年々増加しており、慢性的な保育士不足につながっている。また、支援を必要とする子どもたちへの対応も必要であり、行政として様々なニーズに応えていくことが求められている。
- ◆ これらのことから今後、公立と私立の役割分担を踏まえつつ、すべての子どもたちが等しく幼児教育・保育を受けられる環境を確保するため、私立には特色ある方針に基づく幼児教育、未満児を中心とした保育を、公立は支援を必要とする児童や周辺部の幼児教育・保育を担うといった、将来を担う人材が育つまちを実現していくために、市内の幼児教育施設の配置を見直し、適正な集団規模と受入体制を確保していくことが急務である。
- ◆ そのためには、短期的な観点として、私立園への補助制度により未満児の受入増の協力をお願いするとともに、公立の役割を果たすため、勤務環境改善等保育士確保に向けた取り組みや今できることを継続して行う。併せて、少子化が進む中、幼稚園・保育園別々では、子どもの育ちにとって大切な集団規模が確保できず、保育士が分散するなど運営も非効率であるため、待機児童解消のためにも、親の就労の有無に関わらず利用できる「認定こども園」化を進める。
- ◆ また、これらの施策を計画的に行うため、中長期的観点から5から10年を見据えた、幼児教育・保育施設の適正配置に関する計画を策定し、実施することが必要である。
- ◆ 計画を進めるにあたっては、どのようにして保育の質を確保することができるのか、保育の質向上の中身について公立・民間が合同で議論する場を実践していく必要がある。
- ◆ なお、策定に向けては、行政だけではなく、関係者の意見、地域の意見、その他有識者等より多くの意見を踏まえて進める。

幼児教育の現状、課題及び今後について 〈課題及び今後〉

1 2 適正配置計画に向けた基本方針と公立の役割・民間の役割

① 子育てに関する保護者の意見やニーズ ～子ども・子育て支援事業計画～

- ◆ 適正配置計画を策定するにあたっては、子育てをしている保護者の意見やニーズを反映することが重要である。「子ども・子育て支援事業計画」（令和2年3月策定）の基礎データとして実施された『子育てに関するニーズ調査』もひとつの指標とする。

【子ども・子育て支援事業計画 子育てに関するニーズ調査】

- 今回調査（H30）では、フルタイムまたはパート・アルバイト等で就労している（休業中でない）就学前児童の母親は47.5%で、前回調査（H25）より9.3%高くなっています。
- 就学前児童の母親の1週間当たり就労日数は、約7割が「5日」、1日当たりの就労時間は、約4割が「8~9時間」となっています。
- 就学前児童の母親の出勤時間は、「7時台」「8時台」で約8割を占め、帰宅時間は「16~17時台」が4割を超えています。
- 定期的な教育・保育事業について、利用希望が利用実態を上回る事業は、「認定こども園」（23.7%）、「幼稚園」（17.8%）、「幼稚園の預かり保育」（14.3%）となっており、大きな差が生じています。また、「認定こども園」の利用希望については、前回調査（H25）との比較においても上回っています。
- 利用意向はあるが利用していない理由として、「（希望する）教育・保育の事業に空きがない」「経済的な理由」「事業の質や場所など納得できる事業がない」「延長・夜間等の時間帯の条件が合わない」をあげており、あわせると15.3%となっています。また、「子どもがまだ小さいため」（58.3%）と回答したうち、子どもの年齢が「0歳~3歳」で教育・保育の事業の利用を希望する保護者が約8割となっています。
- 以上の結果から、未利用者のうち、「空きがない」「時間帯の条件が合わない」「経済的な理由」をあげている保護者に対し、教育・保育事業の定員数等の確保や利用条件等の再確認、費用助成に関する情報提供など、「利用できない」理由を解消していく必要があります。また、これまでどおり統合や再編を計画的に進めるとともに、定期的な教育・保育事業に対するニーズの多様化に対応できるよう、「認定こども園」についても整備を進めていく必要があります。

(1) 教育・保育に関する基本的な考え方

教育・保育の確保の方策については、学校規模等適正化基本計画に基づき、次の「基本的な考え方」により、進めていきます。

民間との協働を図りながら、認定こども園化を含めたなかで公立園の再編についての検討を進め、適正な集団生活の場の確保と未満児の受入れのニーズに応えます。

「基本的な考え方」

- 公立と民間の役割分担を明確化し、民間との協働を進めます
- 認定こども園化を進めます
- 集団規模の適正化を図るため、公立園の適正配置を進めます
- 民間活力により未満児保育の充実を図ります
- 発達支援クラスは健常児と交流ができるよう健常児クラスと併設します
- 北部地域に発達支援クラスを設けます

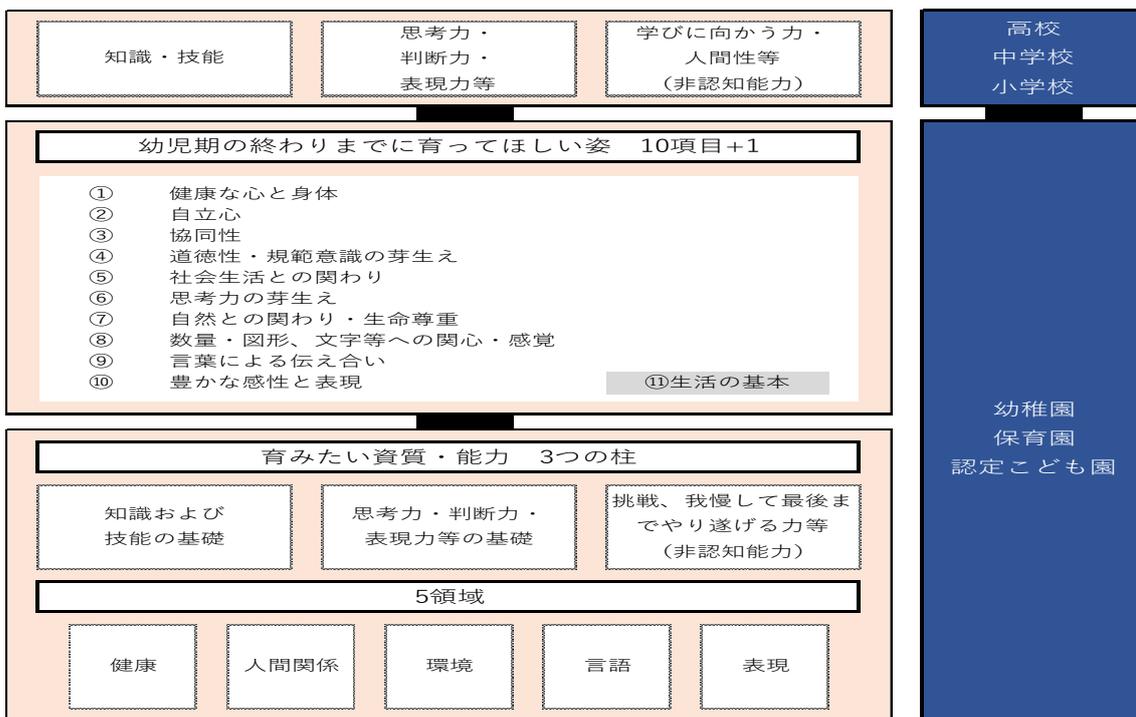
(子ども・子育て支援事業計画より抜粋)

- ◆ 子どもたちが平等な保育を受けることができるよう、「子ども・子育て支援事業計画」の基本的な考え方を踏まえ、集団規模の適正化を図る。
- ◆ 公立園は主に支援を必要とする児童や周辺部の幼児教育・保育を担い、民間園は特色ある方針に基づく幼児教育、未満児を中心とした保育を担うよう計画を進める。
- ◆ 民間においても支援を必要とする子どもたちの受入はあり、また公立においても未満児の受入は行っている。子どもの発達を見据え、保護者自らが園を選択できるよう、民間の良さ、公立の良さを市民に対し十分な説明を行う。
- ◆ 園の統廃合等により、1園当たりの職員数を充足することでより丁寧な保育が提供できるよう環境を整え、同時に協力体制の持てる配置が可能となり、職員の働き方を改善する。
- ◆ 子どもたちの発達によりよい保育環境を提供していくため、公立の園と民間の園、それぞれの職員が交流し、学び合う機会を設け保育の質を向上する。
- ◆ 保育園、幼稚園、こども園での「生活する力」「かかわる力」「学ぶ力」といった幼児期に身に付けた力が小学校生活の基礎となり、さらに中学校、高校、大学へと成長するにつれ豊かな表現力が身につくよう、民間・公立がそれぞれの良さを活かし中津川市の子どもたちにより良い保育環境を提供する。

③ 子どもたちの発達によりよい保育環境を提供する ～中津川市の保育を守る～

- ◆ 平成30年度の幼稚園教育要領、保育所保育指針等の改定において、保育園が幼稚園、認定こども園と共に幼児教育の一翼を担う施設として、教育に関わる側面のねらい及び内容に関して、教育要領、保育指針との更なる整合性が図られた。また、幼児教育において育みたい資質・能力として「知識及び技能の基礎」、「思考力・判断力・表現力等の基礎」、「学びに向かう力、人間性等」が示された。これらの資質・能力が「健康」「人間関係」「環境」「言葉」「表現」の各領域のねらいや内容に基づき展開される保育活動全体を通じて育まれていった時、幼児期の終わり頃には具体的にどのような姿として現れるかを、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」として明確化された。
- ◆ 園児がより多くの人と関わりを持つことによって“思考力・判断力・表現力”や“挑戦、我慢して最後までやり遂げる力、思いやり”といった保育を促す場面が多くなり、保育で最も求められている社会的自立の発達につながる。
- ◆ 子どもたちの発達によりよい保育環境を提供していくため、今の中津川市においては、適正配置を進め、子どもたちの集団規模を確保することが必要である。
- ◆ 適正配置によって「子どもが主役」となった中津川市の保育を確立し保育者の確保につなげ、さらに実践することにより保護者の中津川市に住んで良かった、につなげていく。

<育みたい資質・能力や幼児期の終わりまでに育ってほしい姿>



④ 適正配置計画に向けた基本方針

■ Phase1 集団を楽しむことができるよう異年齢保育を行う

【異年齢保育】

1学年が少人数となり、運動や合奏などの保育実践が困難となる場合には、異年齢保育により集団規模を確保し、集団を楽しむことができるようクラス編成を行う。

■ Phase2 こども園化を進める（3年以内を目途）

【こども園】

幼稚園と保育園の両方の良さを活かした幼児教育と保育が受けられる施設であり、保護者の就業状況で、園児が退園や転園をしなければならない状況も解消できる。こども園化は、制度の浸透や相互理解を図りながら、保護者ニーズや地域の実情に応じた判断をすることが必要である。また、坂本こども園の保育について検証を行い、今後のこども園化の指針として活用していく。

■ Phase3 統廃合（民営化・指定管理を含む）を進める（10年以内を目途）

【統廃合】

3歳以上児の園児数が少ない園は、子どもたち同士が影響を受けながら教育がすすめることができるよう近距離に他の園がある場合、統合により適正な集団規模を確保することが可能である。統合により生み出される人員を他園へ配置し、市全体の幼児教育・保育の受入体制の充実につなげることもできる。

逆に未満児保育は少人数で丁寧に努めることを考慮する。

集団規模の確保に対する基準は、学校規模等適正化基本計画における幼保規模適正化の基本的な基準を基礎として、近年の家庭での子どもの生活や両親の仕事などの変化を踏まえ、今の時代に合ったかたちとして20人を基準に集団規模を確保する。

周辺部の園は、幼児期の育ちのための地域性にも配慮し、集団規模だけに捉われない判断をする必要もある。

【指定管理者制度・民営化の考え方】

待機児童の解消と多様化する保育需要に柔軟な対応ができる新しい形の保育環境を提供するため、これまでの公立園の伝統を活かしつつ、民間事業者等が持つノウハウやアイデア、特色などを活用することを目的に民営化・指定管理者制度を導入する。

民営化・指定管理者制度は公募で行い、園は個々の園児に応じた対人サービスを実施していることから長期的に安定した運営が強く求められるため、指定管理者制度では指定期間を長期にて設定する。

幼児教育の現状、課題及び今後について 〈課題及び今後〉

13 具体的な適正配置計画

① 中津地区（東、南、西）

【子ども・子育て支援事業計画コメント】

① 中津地区（東、南、西）

公立、私立の幼稚園、認定こども園、保育園等がそれぞれあり、保護者の幼稚園ニーズ、保育園ニーズにより施設が選択できる環境にあります。また、周辺地域からの利用も多く、本市の中心地域として、利用が集中しています。しかし、公立幼稚園は定員に対する利用率は非常に低く、施設の統廃合、認定こども園化などを検討していく必要があります。

未満児保育については、他地域からの利用も多いため、ニーズに応じていくためには民間力の活用などによる確保対策を進めていきます。



(子ども・子育て支援事業計画より抜粋)

【適正配置前】

令和2年4月1日現在

	公立	私立
保育園	中津川保育園 一色保育園 北野保育園	東さくら保育園 かやの木保育園 こばと保育園
幼稚園	中津川幼稚園 南幼稚園 西幼稚園	杉の子幼稚園 誠和幼稚園
こども園		にし こまの森 南さくら幼稚園
小規模保育事業所		誠和あい保育園 家庭保育園くっく



- 一色保育園と北野保育園を統合し、「中津川こども園」とする。(～R12)
- 中津川幼稚園、西幼稚園、南幼稚園を統合する。(～R7)

【適正配置後】

	公立	私立
保育園	中津川保育園	東さくら保育園 かやの木保育園 こばと保育園

幼稚園	中津川幼稚園	杉の子幼稚園 誠和幼稚園
こども園	中津川こども園	にし こまの森 南さくら幼稚園
小規模保育事業所		誠和あい保育園 家庭保育園くっく

② 苗木地区

【子ども・子育て支援事業計画コメント】

② 苗木地区

のぞみ保育園が平成29年度から未満児園化し、ほぼ100%の受入れ状況です。苗木保育園は3歳以上児のみを受入れ、地域のなかで未満児と3歳以上児の受入れの役割分担をしています。

中心地域にも近く、私立幼稚園や他の保育園への通園が可能な地域です。今後の利用状況、他地域の実態等を踏まえ、たうえで施設の統廃合等による適正配置を進めていきます。



(子ども・子育て支援事業計画より抜粋)

【適正配置前】

令和2年4月1日現在

	公立	私立
保育園	苗木保育園	のぞみ保育園
幼稚園		
こども園		
小規模保育事業所		



- 未満児園である、のぞみ保育園と以上児園である、苗木保育園を保育所型認定こども園として統合し、指定管理で運営する。(～R12)
※「幼保連携型」は指定管理者制度の適用ができないため「保育所型」とする。

【適正配置後】

	公立	私立
保育園		
幼稚園		
こども園	苗木こども園 (指定管理)	
小規模保育事業所		

③ 坂本地区

【子ども・子育て支援事業計画コメント】

③ 坂本地区

令和2年度から坂本幼稚園と坂本保育園を統合し、新たに坂本こども園として開園します。

めぐみ保育園と坂本さくら保育園はほぼ100%の受入れ状況であり、他の地域からの利用も希望も比較的多い地域です。

中心地域にも近く、私立幼稚園や他の保育園への通園が可能な地域です。未満児保育のニーズが高い地域でもあるため、民間力の活用などによる確保対策を進めていきます。



(子ども・子育て支援事業計画より抜粋)

【適正配置前】

令和2年4月1日現在

	公立	私立
保育園		めぐみ保育園 坂本さくら保育園
幼稚園		
こども園	坂本こども園	
小規模保育事業所		



- めぐみ保育園を未満児園とし、坂本こども園と連携を図る。
- 未満児園のめぐみ保育園と以上児園である、坂本こども園を保育所型認定こども園として統合し、指定管理で運営する。(～R12)

【適正配置後】

	公立	私立
保育園		坂本さくら保育園
幼稚園		
こども園	坂本こども園 (指定管理)	
小規模保育事業所		

④ 落合・神坂地区

【子ども・子育て支援事業計画コメント】

④ 落合・神坂地区

中心地域に比較的近く、私立幼稚園や他の保育園へ通園する児童が多い地域です。

神坂幼稚園、落合保育園とも小規模園であるため、少子化の進行状況を注視するなかで集団としての適正規模を考えていく必要があります。今後の利用状況、地域の実態等を踏まえたうえで、施設の統廃合や認定こども園化による適正配置を進めていきます。



(子ども・子育て支援事業計画より抜粋)

【適正配置前】

令和2年4月1日現在

	公立	私立
保育園	落合保育園	
幼稚園	神坂幼稚園	
こども園		
小規模保育事業所		



- 神坂幼稚園を落合保育園に統合することで、幼保連携型認定こども園「落合こども園」とし、公立で運営する。(～R7)

【適正配置後】

	公立	私立
保育園		
幼稚園		
こども園	落合こども園	
小規模保育事業所		

⑤ 阿木地区

【子ども・子育て支援事業計画コメント】

⑤ 阿木地区

阿木地域は保育園のみの地域で、利用の実態、地理的条件などから阿木地域内での教育・保育施設の確保が必要です。今後の利用状況、地域の実態等を踏まえ、認定こども園化などの対策を進めていきます。



(子ども・子育て支援事業計画より抜粋)

【適正配置前】

令和2年4月1日現在

	公立	私立
保育園	阿木保育園	
幼稚園		
こども園		
小規模保育事業所		



- 阿木保育園は、こども園の特性を活かし、幼保連携型認定「阿木こども園」として公立で運営する。(～R5)

【適正配置後】

	公立	私立
保育園		
幼稚園		
こども園	阿木こども園	
小規模保育事業所		

⑥ 山口・坂下・川上地区

【子ども・子育て支援事業計画コメント】

⑥ 山口・坂下・川上地区

坂下保育園は定員に対してほぼ100%の受入れ状況であり、川上・山口からの利用もあり、地域の保育ニーズ、特に未満児の保育ニーズにえています。

山口幼稚園、川上保育園とも小規模園であるため、少子化の進行状況を注視するなかで集団としての適正規模を考えていく必要があります。今後の利用状況、地域の実態等を踏まえたうえで施設の統廃合や認定こども園化による適正配置を進めていきます。



(子ども・子育て支援事業計画より抜粋)

【適正配置前】

令和2年4月1日現在

	公立	私立
保育園	坂下保育園 川上保育園	
幼稚園	山口幼稚園	
こども園		
小規模保育事業所		



- 川上保育園を坂下保育園に統合し、公立で運営する。(～R5)
- その後、山口幼稚園と坂下保育園を統合し、幼保連携型認定こども園「坂下こども園」とし、公立で運営する。(～R12)

【適正配置後】

	公立	私立
保育園		
幼稚園		
こども園	坂下こども園	
小規模保育事業所		

⑦ 加子母地区

【子ども・子育て支援事業計画コメント】

⑦ 加子母地区

加子母地域は保育園のみの地域で、利用の実態、地理的条件などから加子母地域内での教育・保育施設の確保が必要です。今後の利用状況、地域の実態等を踏まえ、認定こども園化などの対策を進めていきます。



(子ども・子育て支援事業計画より抜粋)

【適正配置前】

令和2年4月1日現在

	公立	私立
保育園	加子母保育園	
幼稚園		
こども園		
小規模保育事業所		



- 加子母保育園は、こども園の特性を活かし、幼保連携型認定こども園「加子母こども園」として公立で運営する。(～R5)

【適正配置後】

	公立	私立
保育園		
幼稚園		
こども園	加子母こども園	
小規模保育事業所		

⑧ 付知地区

【子ども・子育て支援事業計画コメント】

⑧ 付知地区

私立の付知のぞみ幼稚園は小規模園であるため、今後の少子化の進行状況を注視しつつ、集団としての適正規模を考えたなかで、この私立幼稚園を活かしつつ統廃合等による適正配置を進めていきます。



(子ども・子育て支援事業計画より抜粋)

【適正配置前】

令和2年4月1日現在

	公立	私立
保育園	付知保育園	
幼稚園		付知のぞみ幼稚園
こども園		
小規模保育事業所		



- 付知のぞみ幼稚園と付知保育園を統合することで、保育所型認定こども園「付知こども園」とし、指定管理で運営する。(～R12)

【適正配置後】

	公立	私立
保育園		
幼稚園		
こども園	付知こども園 (指定管理)	
小規模保育事業所		

⑨ 福岡地区

【子ども・子育て支援事業計画コメント】

⑨ 福岡地区

福岡保育園以外は小規模園であるため、今後の少子化の進行状況を注視しつつ、集団としての適正規模を考えたなかで、施設の統廃合や認定こども園化による適正配置を進めていきます。



(子ども・子育て支援事業計画より抜粋)

【適正配置前】

令和2年4月1日現在

	公立	私立
保育園	高山保育園 福岡保育園 下野保育園	
幼稚園		
こども園		
小規模保育事業所		



- 高山保育園を未満児園とし、福岡保育園、下野保育園の未満児を集約すると同時に高山保育園の以上児を福岡保育園に集約する。(～R5)
- 下野保育園を福岡保育園に統合し、公立で運営する。(～R7)
- 園児の状況によっては、高山保育園と福岡保育園を統合することで、幼保連携型認定こども園「福岡こども園」とし、公立で運営する。(～R12)

【適正配置後】

	公立	私立
保育園	高山保育園 福岡保育園	
幼稚園		
こども園	(福岡こども園)	
小規模保育事業所		

⑩ 蛭川地区

【子ども・子育て支援事業計画コメント】

⑩ 蛭川地区

蛭川地域は保育園のみの地域で、利用の実態、地理的条件などから蛭川地域内での教育・保育施設の確保が必要です。今後の利用状況、地域の実態等を踏まえ、認定こども園化などの対策を進めていきます。



(子ども・子育て支援事業計画より抜粋)

【適正配置前】

令和2年4月1日現在

	公立	私立
保育園	蛭川保育園	
幼稚園		
こども園		
小規模保育事業所		



- 蛭川保育園は、こども園の特性を活かし、幼保連携型認定こども園「蛭川こども園」として公立で運営する。(～R5)

【適正配置後】

	公立	私立
保育園		
幼稚園		
こども園	蛭川こども園	
小規模保育事業所		

⑪ 適正配置後

		適正配置前	適正配置後
中津	保育園	【公立】 中津川保育園 一色保育園 北野保育園 【私立】 東さくら保育園 かやの木保育園 こぼと保育園	【公立】 中津川保育園 【私立】 東さくら保育園 かやの木保育園 こぼと保育園
	幼稚園	【公立】 中津川幼稚園 南幼稚園 西幼稚園 【私立】 杉の子幼稚園 誠和幼稚園	【公立】 中津川幼稚園（名称変更） 【私立】 杉の子幼稚園 誠和幼稚園
	こども園	【私立】 にし こまの森 南さくら幼稚園	【公立】 中津川こども園 【私立】 にし こまの森 南さくら幼稚園
	小規模保育事業所	【私立】 誠和あい保育園 家庭保育園くっく	【私立】 誠和あい保育園 家庭保育園くっく
苗木	保育園	【公立】 苗木保育園 【私立】 のぞみ保育園	
	幼稚園		
	こども園		【公立】 苗木こども園（指定管理）
坂本	保育園		

		【私立】 めぐみ保育園 坂本さくら保育園	【私立】 坂本さくら保育園
	幼稚園		
	こども園		【公立】 坂本こども園（指定管理）
	小規模保育事業所		
落合 神坂	保育園	【公立】 落合保育園	
	幼稚園	【公立】 神坂幼稚園	
	こども園		【公立】 落合こども園
	小規模保育事業所		
山口 坂下 川上	保育園	【公立】 坂下保育園 川上保育園	
	幼稚園	【公立】 山口幼稚園	
	こども園		【公立】 坂下こども園
	小規模保育事業所		
福岡	保育園	【公立】 高山保育園 福岡保育園 下野保育園	【公立】 高山保育園 福岡保育園
	幼稚園		
	こども園		【公立】 (福岡こども園)
	小規模保育事業所		
付知	保育園	【公立】 付知保育園	
	幼稚園	【私立】 付知のぞみ幼稚園	

	こども園		【公立】 付知こども園（指定管理）
	小規模保育事業所		
阿木 加子母 蛭川	保育園	【公立】 阿木保育園 加子母保育園 蛭川保育園	
	幼稚園		
	こども園		【公立】 阿木こども園 加子母こども園 蛭川こども園
	小規模保育事業所		

14 計画策定までの動き

① 計画策定までの動き

令和2年度 中津川市幼児教育・保育施設適正配置計画 策定までの動きについて 教育委員会事務局 幼児教育課

■ 策定までの動き

これまで	4月	***	<p>中津川市幼児教育・保育施設 適正配置計画策定協議会</p> <p>私立幼稚園代表者 法人認定こども園代表者 法人保育所代表者 小規模保育事業所代表者 公立幼稚園会代表者 公立保育園・認定こども園代表者</p> <p>← 主な意見： 統合だけでなく、適正な配置によって、保育の質が向上するといった本来の目的を出していくことが必要。</p> <p>← 主な意見： 公立と民間が同じ土俵にのって、中津川の子どもを育てている職員間の交流や学び合う機会があるとよい。</p> <p>← 主な意見： 学校規模適正化策定時では基本方針が示されたが実効性に乏しかった。今回の計画では方向性を具体化するだけでなく、工程表を作成し具体的に示すことが必要。</p>	
	5月	***		
	6月	***		
	7月	07/30第1回幼児教育・保育施設の適正配置計画策定協議会 『概要説明と意見交換』		
	8月	08/24第2回幼児教育・保育施設の適正配置計画策定協議会 『前回意見の反映と意見交換』		
	9月	09/24第3回幼児教育・保育施設の適正配置計画策定協議会 『前回意見の反映と意見交換、そしてまとめ』		
	10月	10/12協議会長から教育長へ協議会案のまとめを報告 10/13公立幼保園長会へ報告 10/21教育委員会協議会へ報告		
	11月	***		
	12月	12/10子ども子育て会議提案 12/21総合教育会議提案		
	1月	01/26議会勉強会実施		
	2月	02/01～02/28パブリックコメント実施		
	3月	03/19第4回幼児教育・保育施設の適正配置計画策定協議会 『パブリックコメントの内容確認と意見交換』		
	4月	***		
	今	5月		05/07中津川市幼児教育・保育施設適正配置計画策定

適正配置に向けた工程表

No.	地区	園名	規模	計画・工程															備考						
				区分	最終形態	対象	規模	内容			R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10		R11	R12	R13～			
01	中津	中津川保育園	92人	***	中津川保育園	0～5歳	92人	①	***												■現状のまま運用を継続する				
		一色保育園	71人	統合 こども園化	一色保育園 + 北野保育園 ⇒中津川こども園	0～5歳	128人	①	運用等設計・協議調整				■	■	■	■	■	■					■北野保育園と統合し、幼保連携型認定こども園「中津川こども園」として公立で運営する ■園児の移行に時間を要する ■一色保育園と統合し、幼保連携型認定こども園「中津川こども園」と名称変更して公立で運営する		
		北野保育園	57人	統合 こども園化				②	地域・関係者説明																↓
					③	北野保育園と統合																●		⇒	
				中津川幼稚園	25人	統合	中津川幼稚園 + 南幼稚園 + 西幼稚園 ⇒中津川幼稚園 (名称変更)	3～5歳	93人	①	運用等設計・協議調整		■	■	■									■南幼稚園に統合する ■状況に応じ早める可能性がある	
					②	地域・関係者説明																			
					③	南幼稚園と統合																			
				南幼稚園	38人	統合				①	運用等設計・協議調整		■	■	■								■中津川幼稚園、西幼稚園と統合し、南幼稚園を「中津川幼稚園」と名称変更して公立で運用する ■状況に応じ早める可能性がある		
						②	地域・関係者説明																		
						③	公立園として供用								●	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒			
				西幼稚園	30人	統合				①	運用等設計・協議調整		■	■	■								■南幼稚園に統合する ■状況に応じ早める可能性がある		
						②	地域・関係者説明																		
				③	南幼稚園と統合									↑											
02	苗木	苗木保育園	100人	統合 こども園化	苗木保育園 + のぞみ保育園 ⇒苗木こども園	0～5歳	139人	①	運用等設計・協議調整												■法人のぞみ保育園(39人)と統合し、保育所型認定こども園「苗木こども園」として指定管理で運営する				
				②	地域・関係者説明																				
				③	こども園として供用																	●	⇒		
03	坂本	坂本こども園	105人	統合 こども園化	坂本こども園 + めぐみ保育園 ⇒坂本こども園	0～5歳	204人	①	運用等設計・協議調整													■法人めぐみ保育園(99人)と統合し、保育所型認定こども園「坂本こども園」として指定管理で運営する(別園舎)			
				②	地域・関係者説明																				
				③	こども園として供用																		●	⇒	
04	落合 神坂	落合保育園	26人	統合 こども園化	落合保育園 + 神坂幼稚園 ⇒落合こども園	3～5歳	42人	①	運用等設計・協議調整		■	■	■									■幼保連携型認定こども園「落合こども園」として公立で運営する ■状況に応じ早める可能性がある			
				②				地域・関係者説明																	
				③				こども園として供用																	
		神坂幼稚園	16人	統合 こども園化				①	運用等設計・協議調整		■	■	■								■落合保育園に統合し、幼保連携型認定こども園「落合こども園」として公立で運営する ■状況に応じ早める可能性がある				
				②	地域・関係者説明																				
				③	落合こども園と統合																		↑		
05	阿木	阿木保育園	35人	こども園化	阿木保育園 ⇒阿木こども園	1～5歳	35人	①	運用等設計・協議調整	■	■										■幼保連携型認定こども園「阿木こども園」として公立で運営する				
				②	地域・関係者説明																				
				③	こども園として供用																		●	⇒	
06	山口 坂下 川上	山口幼稚園	15人	統合	山口幼稚園 + 坂下保育園 ⇒坂下こども園	0～5歳	141人	①	運用等設計・協議調整													■坂下保育園と統合し、幼保連携型認定こども園「坂下こども園」として公立で運営する ■状況に応じ早める可能性がある			
				②				地域・関係者説明																	
				③				坂下こども園と統合																	
		坂下保育園	112人	こども園化				①	運用等設計・協議調整												■山口幼稚園と統合し、幼保連携型認定こども園「坂下こども園」として公立で運営する ■状況に応じ早める可能性がある				
				②	地域・関係者説明																				
				③	こども園として供用																		●	⇒	
		川上保育園	14人	統合	川上保育園 ⇒坂下保育園			①	運用等設計・協議調整	■	■										■坂下保育園に統合し、公立で運営する				
				②	地域・関係者説明																				
				③	坂下保育園と統合																			↑	
07	加子母	加子母保育園	37人	こども園化	加子母保育園 ⇒加子母こども園	2～5歳	37人	①	運用等設計・協議調整	■	■										■幼保連携型認定こども園「加子母こども園」として公立で運営する				
				②	地域・関係者説明																				
				③	こども園として供用																			●	⇒
08	付知	付知保育園	106人	統合 こども園化	付知保育園 + 付知のぞみ幼稚園 ⇒付知こども園	1～5歳	136人	①	運用等設計・協議調整													■私立付知のぞみ幼稚園(30人)と統合し、保育所型認定こども園「付知こども園」として指定管理で運営する			
				②	地域・関係者説明																				
				③	こども園として供用																			●	⇒
09	福岡	高山保育園	40人	未満園化 統合	高山保育園 + 福岡保育園 + 下野保育園 ⇒福岡こども園	0～5歳	178人	①	運用等設計・協議調整	■	■											■未満園化し、福岡保育園、下野保育園の未満児を集約すると同時に高山保育園の以上児を福岡保育園に集約する ■下野保育園と統合した後、高山保育園と統合し、幼保連携型認定こども園「福岡こども園」として公立で運営する ■福岡保育園と統合する			
				②				地域・関係者説明																	
				③				福岡保育園と統合																	
		福岡保育園	89人	統合 こども園化				①	運用等設計・協議調整		■	■	■												
				②	地域・関係者説明																				
				③	こども園として供用																		●	⇒	
		下野保育園	49人	統合 こども園化				①	運用等設計・協議調整		■	■	■								■福岡保育園と統合する				
				②	地域・関係者説明																				
				③	福岡保育園と統合																			↑	
10	蛭川	蛭川保育園	80人	こども園化	蛭川保育園 ⇒蛭川こども園	1～5歳	80人	①	運用等設計・協議調整	■	■										■幼保連携型認定こども園「蛭川こども園」として公立で運営する				
				②	地域・関係者説明																				
				③	こども園として供用																			●	⇒

凡例：■実施過程 ●・○完成 ↓↑統合 ⇒完成後

編集・発行

令和3年5月

中津川市教育委員会事務局

幼児教育課